

# 「1850年妥協の成立と准州設立法

## —住民主権論の登場—

The Compromise of 1850 and the Acts for  
Establishing Territorial Governments

— The Emergence of the Doctrine  
of Popular Sovereignty

山 口 房 司

### (一) はじめに

著名な内戦前史研究家コールが、「1850年代研究は、その緒についたばかりである」と述べてからすでに半世紀以上も経過した。50年代の幕を開けた大妥協研究についても同様のことが言えよう。そのような事情は幾分かの進展、たとえば研究の量的増大、を除いては今日でも大きく変わっているようには思えない。

それは一つには、この大妥協が一時的な休戦であり、恒久的な解決策を提供しなかったとみる風潮から、ややもすれば軽視されがちであったことに由来しよう。また一つには、ユニオンの存廃と奴隷制賛否という大きな価値観にかかわるものであり、従って史家の価値観によって大きく叙述が異なりうること、換言すればそれは歴史学の扱うべき問題であるよりも、むしろ倫理学の問題であると史家を尻ごみさせるほどの大事であったことにもよる。

さらに「<sup>グレート・ディバイツ</sup>大論争」なる語が示すごとく、余りにも多くの提案と反論と折衷とが繰返された結果、大妥協の核心が何であったかを見失うほどに複雑な過程を辿ったこと——これらすべてが歴史的事実の認識の難渋、多様な説明と様々な評価を下される因をなしてきた。

このことは権威ある史家が叙述し、また彼に直接に指導をうけた学者、或い

は彼の著書に大きく影響された学徒たちが、それを踏襲する時、あたかも司法部門における最高裁判所の判例のごとく挑戦すべからざる史実や解釈、或いはほとんど無視してよい部分として定着する効果によって、或る種の障壁さえも形成してきた。

これらのことが凝集した典型の一つとして1850年大妥協、とくにその中核部分の歴史がある。大妥協を排他的に扱ったほとんど唯一の専門的単行本ハミルトンの「内戦への前置き」も、その中心問題には特別の関心を払っていない。<sup>④</sup>

同妥協における「最も困難な問題——枢軸をなす問題」であり、その「核心をなす部分」とはテリトリー編成、さらに言えばテリトリーにおける奴隷制の地位如何にかかわる問題であり、それを処理した原理ないしは方式であった。<sup>⑤</sup>

筆者の知るかぎり、最初にこの問題をとりあげたのはR・ラッセルの「1850年妥協とは何か」と題する論文である。彼はローズの大著が、大妥協をきっかりと100頁も扱いながらそれにはほとんど触れなかったこと、より最近ではネヴィンズがローズをさらに上まわる116頁を大妥協に割きながら、この核心的問題については極めて少ないスペースと叙述しか与えていないことを指摘した上で、クレイヴン、オーズリー、コマジャー、ランドール、イートン、ダモンド等の諸権威の著した大学教科書および専門書を20余冊あげ、同じ欠落を指摘するとともに、意見の不一致については少なくとも12の本質的に異なる叙述を与えている、としている。<sup>⑥</sup> そのようないわば不毛と混迷の中で、「学問的にすぐれた論文を一つ」発見しうるが、「この〔ホッダー〕論文はこの問題を研究してきた人々によって、十分には注目されてこなかった」と信ぜられる、とも述べている。<sup>⑦</sup>

そのように指摘したラッセル自身の論文が、叙上のホッダー論文と同様にか、或いはそれ以上に冷淡に扱われた事情を、彼はいささかの憤りと自負をこめて次のように記している。すなわち多くの史家は、テリトリーにおける奴隷制をめぐる闘争の叙述は、一義的に「単なる抽象的事象」にすぎないか、或いは人民の偏見と感情を煽動することによって自己を利せんとした政治家の策略の一つにすぎないとしてきた。

これとは異なった視角からの大妥協に関する研究を発表するに当たり、ラッセ

ルは前述の論文を最初 *Mississippi Valley Historical Review* の編集長に送付した。時を経て返送された原稿には、「我々編集委員のコンセンサスは、貴作がはなはだ益なきことを扱っており、稔りがほとんど期待されないもの」であることに着いたとの説明が附されていた。傷ついた「プライドを癒すのに可成りの時間を要した」後に、同論文を *Journal of Southern History* に寄稿した。長い間、何らの返答もなかったので原稿がまぎれこんでいはいはしないかとの手紙を書かざるをえなかった。編集長からえた返信は、「編集委員の間で、貴論文を掲載すべきか否かで意見が真二つに割れている。それで私が貴稿を読み、決断を下さねばならない」と記していた。好意的な判断をえてそれは陽の目をみたが、同論文は後日、すなわち1957年、南部史学協会の委員会により、*Journal of Southern History* に過去2年間発表された諸論文の中で、最も秀れた論文としてチャールズ・W・ラムズデル賞を授与された、と。<sup>⑨</sup>

一史家の憤りと傷心と自負との交錯の中に、我々はそれ以前の1850年大妥協に関する叙述、接近方法、評価が如何ようのものであったかを垣間見ることができるように思う。しからば、この論文の出現以後、該問題についての研究の深化——少なくとも何がしかの変化——がみられたであろうか。以後、刊行された諸論文、単行本の参考文献の欄には、ほとんどラッセル論文のタイトルをみることができる。しかしそれを否定、批判、援用した作業は寡聞にしてほとんど知らない。<sup>⑩</sup>

なぜ、このような記述が必要なのか。言うまでもなく大妥協論には、「誰が何を譲ったか」が十分に論じられてこなかったからであり、その上に大妥協のどの項目に相互譲歩が認められたか、が考究されなかった事情を紹介したかったからである。けだし「妥協」とは、双方が合意を求めて意見と利益を調整しあうものである。形式的には通常、法律もしくは条約の形をとって着されるものであろう。従って我々はこの大妥協を実体化した五つの法律、就中、テリトリーに関する明言的文書の検討を軽視してよい理由がない。

それゆえテリトリーに関する二つの法律、ユタ法 (An Act to Establish a Territorial Government for Utah) およびテキサス境界がらみのニューメキシコ法 (An Act proposing to the State of Texas the Establishment of

her Northern and Western Boundaries, the Relinquishment by the said State of all Territory claimed by her exterior to said Boundaries, and of all her Claims upon the United States, and to establish a territorial Government for New Mexico) の検討が重視されよう。

さらに史家は表面にあらわれた法の文言の実質的意味について十分に懐疑的でありえてよいし、その多義性について発言しても差支えない。むしろ積極的に妥協とは、その内容の不分明な性格のゆえに到達しうるものと主張すべきであろう。このような意味において、我々のなすべき作業は、大妥協の核心部分たる准州法の検討と、その基底をなした原理(政治的考慮)の由来を尋ねることである。

さらに、それが内戦到来に如何なる意味を占めるかは改めて史家に問われる問題である。最大の係争点であったテリトリーにおける奴隷制をめぐる地域間闘争の内容と、それに対する共通的とも言える誤認ないしは欠落について、マックローリンの説明は妥当なものである。すなわち、それらは「憲法理論の理解に際しての生来の困難性」に由来する<sup>⑩</sup>。さらに附言すれば、テリトリーにおける奴隷制をめぐる地域間衝突の考究は、極めて限定的なテーマにすぎず、それゆえ分離および内戦到来因の説明には十分な評価材料になりえないとの理解が一般であったように思える。

しかし少なくとも1860年大統領選挙とそれに続く分離の際に提起された問題は、まさに1850年大妥協に当って展開されたそれと全く同一であり、唯一の相違点はその尖鋭化と増幅とであった。従って大妥協とその核心部分である准州法の詳細な検討は、内戦因を十全に説明しえないと譲っても、従来多くの史家によって軽視されきたった側面に光を照射することになろう。

准州法の逐語的検討は、単に稔りなき法解釈論に墮すことなく、それが同時代人の諸利益、信念、感情の具体化であった以上、それらの解明にも当然、有用な作業となると信ずる。従って内戦前史研究者にとって、テリトリーにおける奴隷制をめぐる地域間闘争は考察に値するし、さらにその考察を進めんとする史家にとっては「他の何事をおいても、合衆国憲法論争史および憲法を基底に据える」<sup>⑪</sup>ことが望ましい。

叙上の視点を中心に、大妥協成立の事情の概観と、妥協推進および反対勢力の考察、妥協自体への評価を与えるのが本稿の主たる目的である。

なお大妥協時には、さほど注目も惹かず極めて簡単な審議で通過した逃亡奴隷法は、これに対抗する北部の人身自由法と相俟って、後日、「大妥協全体の中で最も運命的な法律」となることを自証するが、それは新たに一篇を要するほどの意義を有するゆえに、次の機会に考究する。

(註)

- ① Arthur C. Cole, "The South and the Right of Secession in the Early Fifties," *Mississippi Valley Historical Review*, I (1914), p. 376.
- ② たとえば我が国における本格的な南北戦争の最も早い研究の一つである菊池謙一著「アメリカの黒人奴隷制度と南北戦争」(1954年)には、妥協そのものの内容についての極めて簡単なる提示と、その評価を次のように与えているのみである。「1850年の妥協案の成立が、アメリカ社会および国家の根本的矛盾の解決でなかったことは、たちまち明らかになっていったのである」。(同書108頁)傍点引用者。
- ③ David M. Potter, *The Impending Crisis 1848-1861* (1976), pp. 117-118.
- ④ Holman Hamilton, *Prologue to Conflict. The Crisis and Compromise of 1850* (1964). See Robert R. Russel, *Critical Studies in Antebellum Sectionalism. Essays in American Political and Economic History* (1972), p. xi; Potter, *op. cit.*, p. 114.
- ⑤ Andrew C. McLaughlin, *A Constitutional History of the United States* (1963), p. 533.
- ⑥ Robert R. Russel, "What was the Compromise of 1850?" *Journal of Southern History*, XXII (1956), pp. 7-10.
- ⑦ 彼がメンションした著作については次をみよ。Ibid., pp. 7-10 and notes 1-9.
- ⑧ 彼が高い評価を与えた一論文は次の著である。Frank H. Hodder, "The Authorship of the Compromise of 1850," *Mississippi Valley Historical Review*, XXII (1936), pp. 525-536.
- ⑨ Russel, *Critical Studies*, p. xiii.
- ⑩ ほとんどその唯一の例外は次に認められよう。Potter, *op. cit.*, pp. 116-117 and note 45.

- ⑪ McLaughlin, *op. cit.*, p. 531.
- ⑫ Russel, *Critical Studies*, p. xii.
- ⑬ McLaughlin, *op. cit.*, p. 534.

## (二) クレイからダグラスへ

長期間の論戦と、相次ぐ提案、反対、修正等が余りにも多く登場したため、1850年大妥協研究の焦点を不分明なものにしてきた。枝葉を取り去る必要がある。係争点は次の五つより成る。(一)カリフォルニア州加盟、(二)ユタおよびニューメキシコ両准州の編成、(三)テキサス境界問題、(四)コロンビア特別区における奴隷制、(五)より効果的な逃亡奴隷法の制定——以上がクレイが自らの五指になぞらえて、アメリカが痛み痛んでいる五つの傷と称し、ベントンがもしクレイに五本以上の指があれば、もっと多くの傷をあげたであろうと皮肉った問題点である。第31国会の大論争は、このように認識される。

この中で核心をなすものはテリトリー編成であったことはすでに指摘した。しかし大妥協諸問題の中で核心的でなかったとして、爆発的であったのはテキサス境界問題であった。メキシコ共和国との談合で、合衆国はテキサスの境界線がリオ・グランデにまで及ぶと主張してきたが、テキサス州の唱える領有権はそれを遙かにこえるものであった。同州はリオ・グランデの北岸のみならず南方地域までの所有を声明し、さらに同河東部、今日のニューメキシコに対する領有権を主張していた。

これは複雑な境界問題であり、連邦政府とテキサスとの間で慎重に談合すべきことを必要とするものであった。が、同時にこの時点性急に解決をはからねばならぬ喫緊事とせずに済む問題でもあった。

しかしそれは核心的なテリトリー問題と密着していたことにより、またテイラー大統領の施策によって一大紛争事となった。すなわち肝心のテリトリー問題に関し、隣接ニューメキシコはテキサスとの境界を明確にせぬかぎり准州に編成されえないことは明らかであったからである。テイラーは複雑なテリトリー論争解決策の一部として、ニューメキシコを准州段階を飛びこえてカリフォ

ルニア方式に倣って直接、州とする計画をたてた。従って彼は5月にサンタ・フエに代理を送り制憲大会の後援をさせたが、これらの代理たちは例の係争地域をニューメキシコの領有分として編入する案を建策していた。

かねて主張する領有権が認められぬ時には武力行使を辞さぬとほのめかしていたテキサスは、爆発寸前の状態に至った。怒りの抗議がテキサスの「分割」に集中し、それは全合衆国を巻きこむ内戦に発展する可能性があった。

そして南北両セクションは奴隷制問題がらみで、それぞれテキサスに賛否を示した。テキサス州知事は全南部の南部<sup>サザン・ライツ</sup>権益派の激励をうけて実力によってニューメキシコから連邦守備隊を駆逐する計画をたて、ユニオン派のS・ヒューストンでさえも、テキサスに属する領土のためには合衆国陸軍と戦うことを辞さないと上院で述べるほどに事態は急迫した。<sup>②</sup>

6月末までにテキサスを中心に南部人の動きは激しさを加えた。テイラーが自らの計画変更を考えていないこと、それが内戦につながる可能性の高いことを憂慮した南部ホイッグが彼にコース変更を忠告する委員団を送ったのは、与党員として最後の大努力でもあった。これに対しテイラーは計画推進のためには何事が激発しようとも、また如何なる抵抗がおころうとも、それらの抑圧のためには武力を使う旨の示唆をした。

彼のこのコースは、永らく領有権を主張してきたテキサスと十分に解決策を話合わず、性急で高圧的であり、それがニューメキシコ危機、ひいては合衆国内戦を切迫させた。後日、忍耐と時間と金銭(的賠償)とが、この境界問題を解決したことに照らせば、その可能性を拒否し、戦争に至るかも知れぬ政策を彼が固執したことについて評価が分岐しても止むをえまい。一史家に借言しよう、「かくてクレイが一つの危機を鎮めようと努力していた一方で、より爆発的なもう一つの危機が別の箇所が発生した」。<sup>③</sup>

しかし7月4日夜テイラーは病をえ、5日後に死んだ。すでにカルフーンは世を去っていたが、その死は病状よりして日時さえ予期できるものであった。しかしテイラーの死は突然であり、かつその死が予期せざる方法で歴史のコースを変えた。これら2人の死は究極的にクレイ提案の成功に貢献したと言える。<sup>④</sup>

「偉大なる調停者」クレイが、大妥協成立に春から精力を集注し続けたこと

は事実であり、叙上の好機をえたこともまた真である。しかし彼が余りの難航に少なからぬ疲労と、それに伴う熱意の相対的減小を感じ始めていたと解されるふしがある。一方、後に大妥協をまとめあげたダグラスは、明らかにこの大論争の前半期、翼を休めていた。

准州問題が最重要テーマであったにもかかわらず、5月から7月にかけて上院の審議にのぼったのは上院准州委員長のダグラス案ではなく、テイラーの呼んだいわゆる「乗合馬車」<sup>オムニバス</sup>法案、クレイの主宰する13人委員会のレポートした案であった。

しかし注目すべきは、上院准州委員長の職分よりしてダグラス案の審議先行が当然と考えられたのにそれが拒否された事実、次いで13人委員会案、さらに最終的に結実した大妥協の内容とが、ほとんど「相違において微小」であったことである。

⑥ そのことは大妥協の実体的内容がほとんど固まっていたこと、落着への失敗は従っておおむねタイミングと戦略の問題であったことを示唆する。

とりあげるべきは固まっていた妥協原理が「多義性」を基調にしていたこと、「多義性」とは何かを理解するという極めて非論理的——換言すれば政治的計算と配慮が成否を決したことである。我々がこの際、考慮すべきは「多義性」、「曖昧さ」を基調にした妥協理論であろう。先ずそれをダグラス案に探ることにする。

前述のごとく、クレイは八項目より成る決議案を1850年1月上院に提案した。ほぼ同時点、テイラー大統領はカリフォルニアが自由州としてユニオンに加入することを推奨したメッセージを下院に送付した。騒乱の度のより強かった下院において、ウイلمット条項派はこのメッセージを最大の好機として捉えた。2月28日、フリーソイル派の民主党員ドーティ (James D. Doty, Wis.) が下院准州委員会にカリフォルニア加盟案を提出した。これは最も困難であり最重要の問題でもあるテリトリーの解決よりも、何にもまして自由州の増加を最優先さすべしとの意と解された。

⑥ 当然、南部は激怒し、スティーヴンスの指導下に28回の投票と激しい審議妨害で対抗し、政党としてはベイリー將軍(ヴァージニア選出)の「万難を排して」



抵抗すべしとの呼びかけに南北民主党が結束した。下院議長コップがこれらの意向と戦術に支持を与え、深夜に至って時間切れを宣言することによってドーティ案を葬った。この期になって始めて、コップの議長職権の十全の力が発揮されたと言える。<sup>⑦</sup>

コップの影響力もさることながら、下院における事態のこのような推移が、有力な民主党リーダーであり上院准州委員長でもあるダグラスをして、指導的な南部ホイッグとの接触が不可欠と悟らせたことはすでに指摘したところである。<sup>⑧</sup>

すなわち彼は下院での腹心マックラナンド (John A. McClermand) やリチャードソン (William A. Richardson) をして、南部ホイッグの領袖スティーヴンス、ツームズと接触せしめ解決策の有無を打診させた。これをうけて翌2月19日の夜、三番街のコップ邸で密談が持たれたが、それは妥協模索のプロセスにおいて極めて重要な会合となった。ワシントン・ユニオン紙の主筆であり民主党の長老であるリッチー (Thomas Ritchie) はクレイと旧友であったが、彼がホイッグ党内で頭角をあらわすにつれ政敵になっていた。この両者が今や旧交を回復し、ベイリーらとともに密談に加わったこと、ダグラスは出席しなかったがその意を受けたマックラナンドが、スティーヴンス、ツームズの両有力ホイッグを招待したことである。出席者の内訳は南部人4名、北部人3名(民主党5名、ホイッグ党2名)であった。検討された素案は、マックラナンドが持参したダグラス案であったと言われる。<sup>⑨</sup>

一方で、「3月7日」演説が新しい妥協促進剤となった。翌8日、再びコップ邸で密談が行なわれたが、下院准州委員長ボイド (Linn Boyd, Ky.)、ミラー (J.K. Miller, Ohio)、それにダグラスの盟友で准州委員会副委員長のリチャードソン、同じく外交委員長のマックラナンドらが招待されていた。スティーヴンスはマックラナンドを准州委員長だと錯覚していた。なぜなら彼が准州諸法案を一再ならず提案していたからである。ダグラスは招かれていたが、問題の処理を下院の指導者にゆだねたいとした。<sup>⑩</sup>

この会合で合意した事項は次のごとくである——ユタおよびニューメキシコ准州組織法案を住民主権原理により作成する、カリフォルニアは自由州として加盟するものと諒解、コロムビア特別区における奴隷制は保持する。

これらを骨子とした法案を下院ではマックラナンドが、上院ではダグラスがスポンサーすることが約束された。民主党員の手になるこの妥協計画に叙上の有力南部ホイッグが賛意を示した事実が、大きな光明を与えた。<sup>⑩</sup>

この合意事項は、「テリトリーおよびコロムビア特別区における奴隷制を禁止しない解決策」を支持すること、或いは「住民主権原理による准州組織」、また「(テリトリーの奴隷制に関し)国会がその存否に干渉しない原理の挿入」と様々に表現されるが、約言すれば住民主権原理の採用と、ウイルモット条項の廃棄が中核になることが確認されたというに尽きる。

この合意を下敷に、ダグラスは3月25日、(一)カリフォルニアは自由州としてユニオンに加盟、(二)ユタおよびニューメキシコ両准州組織とテキサス境界線の確定——の二法案を導入した。このダグラス案は4月3日、下院の全体委員会(准州委員長ボイドが同委員長兼任)にかけられ、マックラナンドが賛成演説を行なった。問題のユタおよびニューメキシコ関係法案はその特色として、「奴隷制に触れることなく、立法権はすべての合法的事項に及ぶべきものとする」と定めていた。両法案は投票にかけられるまでには至らず葬られたが、その実質部分は後に法制化された大妥協の原理そのものとして残る。かくて難問題解決はこれを叩き台に、クレイの主宰する13人委員会が全的に担うことになるのである。

5月から7月にかけての長期間、上院で審議の対象となったのは13人委員会がレポートした法案であった。

後年、この特別委員会の設立を強くクレイに要請したミシシッピ州のフーツは、その進言理由を次のように述懐している。ワシントン・ユニオン紙の主筆リッチーと、ヴァージニア州選出のベイリー将軍がフーツを訪問し、「現存する大にして容易ならぬ諸相違を宥和させる」ような委員会の設立を勧奨した。フーツとベイリーがこの提案をクレイに伝えたが、彼はフーツが委員会設立の動議を出すことを条件に渋々ながらこれに同意した、と。<sup>⑪</sup>

このエピソードはクレイが未だ妥協達成への情熱を失ってはいないが、同委員会結成以前の次のような決然たる声明に比すれば、いささかの疲れを偲ばせる。それは一つにはハードな作業と、老齢から出たものかも知れぬ。「私は東

部、北部、西部或いは南部といったどのセクションにも忠節心を抱かない……私が忠節心を感じるの二つの主権体——すなわち一つはユニオン、いま一つは自分の出身州に対してのみである」。

ともあれ彼は委員長に就任した。予期された彼の登場と同委員会の努力は、各セクションの各紙から多くの支持をえたのは事実である。「我々はユニオンの神殿に捧げられたこの妥協策を神聖にして愛国的な提案として受容するよう待っている」。

13人委員会の構成は、それぞれのセクション、それぞれの政党から3人ずつが選出された。すなわちホイッグ党3名、民主党3名、南部人3名、北部人3名であったが、実体的にはマンガム (Willie P. Mangum, N.C. 南部ホイッグ)、バーリン(南部デモクラット)、ウエプスター(北部ホイッグ)が有能なホイッグ党員として委員長と旧来の親交を持ち、キャス(北部)とキング(北部)が民主党の長老として参加しこれらを中核に、ベル(南部ホイッグ)、ブライト(北部デモクラット)、クーパー(北部ホイッグ)、ディキンソン(北部デモクラット)、ダウンス(南部デモクラット)、メイソン(南部デモクラット)が外周を形成した。委員長クレイを入れれば6名のデモクラットと7名のホイッグが一堂に会したのである。

ダグラスは後述する理由のゆえに、委員会に加わることを避けている。しかしウエプスター、キャス、ベルの参画はこの委員会に十二分の重味を加えるもので、前述の全国的期待がかけられたのも当然であった。

係争中の全問題が13人委員会にゆだねられた。4月18日、前述のクレイの八項目より成る提案と他の諸案とを加えて解決策が同委員会に附託された。5月8日、水曜日、遂にクレイは上院にレポートを提出した。その主要部分は以下のごとく七つに概括しうる。(一)テキサスから誕生する新州の加盟に関する決定はすべて棚上げすること、(二)カリフォルニアのユニオン加盟、(三)ウィルモット条項抜きでユタおよびニューメキシコ両准州政府を設立、(四)ユタおよびニューメキシコ准州法案を一括する、(五)テキサス境界線の画定、その際「テキサスに相当額の金銭を支払う」ことにより、ニューメキシコをテキサスの領有権主張からはずす、(六)より効果的な逃亡奴隷法の制定、(七)コロムビ

ア特別区における奴隷交易の禁止。これが俗に言う「乗合馬車法案」の内容であった。<sup>18</sup>

中でも特に関心を惹いたのは言うまでもなく、准州組織法案であった。ユタ法案に言う、「然して、州として加盟を認められたる時、該准州或いはそのどの部分も、加盟を認められたる時点で、その憲法の定めるところにより、奴隷制を伴い、または奴隷制抜きでユニオンに受入れらるべきものとする」。

この文言をスティーヴンスは国会不介入原理と理解し、後年の史家は前述のクレイ案から奴隷制を禁止したメキシコ法の拘束力を消去した原理と紹介したり、或いは住民主権原理の採用と解したりする。多岐の受けとり方をされた、或いはそれを許容するこの部分に大妥協の運命がかかっていたのである。<sup>19</sup>

テイラーは、かかる乗合馬車に乗ることを強く拒否した。ウェブスターの証言によれば、「私[ウェブスター]が彼と交わした最後の会談において、テイラー將軍はカリフォルニアがその背中に[両]テリトリーを背負ってユニオンに入ってくる位なら、カリフォルニアなど加盟しない方がよい」と准州法案の排除に固執し、内戦に至りかねないほど過熱していたテキサス問題については、まさに20年前ナリフィケーション時のジャクソン張りの立場をとった、と。

次のやりとりは今や周知の歴史的事実となっている。すなわち与党の南部ホイッグ党員が会見した時、その一人が「貴下がテキサス弾圧のため軍隊を派遣するなら南部出身士官は貴下の命令に従うことを拒否するであろう」とテイラーに警告した。テイラーの返答は強硬そのものであった、「その時には、私が自分で軍隊の指揮をとる。そしてユニオンに叛逆をなした者は誰であれ、私がかつてモンテリーでなしたように……絞首刑に処する」、と。このようなテイラーの態度は「大妥協阻害」の最も大きな要因、或いは少なくとも「妥協案の法制化を一層、複雑なコースに導いた」と解されている。<sup>20</sup>

ダグラスもテイラーとは異なった理由でこのオムニバス方式には反対であった。ランフィア(Charles H. Lanphier)あての書簡は、「一つの法案に諸々の法案を盛りこむことによって、[13人]委員会は個々の法案の友を確保する代りに、反対者を団結させる」結果になったとしている。しかしダグラスの腹案と13人委員会案とは基本的に全く同一であった。情勢判断と戦略とが不一致点で

あった。

<sup>22)</sup> 妥協成立までの、いわば細密な議会情景を描写することはここでの目的にさほどかわりない。ただ次の事実を指摘して難航ぶり、その因がいずこにあったかを確かめておけばよい。

オムニバス法案をめぐり、上院では1カ月間に16議員が28の修正案を提出した。下院では5月8日から6月11日の間に、58回の演説が行なわれた。修正を要求された項目の最大問題はいずれもテリトリーに関するものであった。委員会案は必ずしも歓迎されなかった。6月の第一週、オハイオ州選出の上院議員コーインは、「妥協法案は非現実的な救済策」であり、大統領案が「唯一の恒久的解決策」だと批判した。それゆえすでに6月19日クレイは一種の挫折感を抱き始めていた、「100回ほど私はほとんど投げだそうと思った」、と。彼が推進した法案がこのような激しい反対に出会ったことはかつて経験したことがなかったからである。かくて5月から6月にかけて、修正動議、さらにそれへの修正動議、審議妨害が続き、このようなケイオスの中からクレイの予期せざるパターン——南部過激派、フリーソイラーと北部ホイッグと若干のベントン派民主党员、それに最も頑強な大統領よりなる三グループの相剋——が前途に大きな障碍をおいたのであった。<sup>23)</sup>

クレイの意をうけて議会工作に専心したパース (James A. Pearce) の努力にもかかわらず、7月31日委員会案は一つを除いて死滅した。まさに「この乗<sup>オムニバス</sup>合馬車の乗客は、ユタ[法]唯一人であった」。

<sup>24)</sup> 6カ月も続けた努力の末、クレイは敗北した。反妥協派の喜び方が次のように描かれている——デイヴィスはにやりとした、シュワードは踊りあがった、デイトン (William L. Dayton) は高笑いした。そしてベントンはクレイを潰走させたと勝ち誇った、と。妥協派は鎔沈した——キャスは不幸を嘆き、70回も妥協案を弁護し一切の社交さえ断って奮闘してきたクレイは73歳の年齢をすっかり身にしみこませて、健康と傷心を癒すためにニューポートに向け去った。<sup>25)</sup>

なぜに妥協が成らなかったか。それは「オムニバス」方式が通過するには余りにもセクショナリズム、個人主義、派閥の力が交錯しあったからであり、アンダーウッドが1年後ケンタッキーの聴衆を前にして語った戦略上の欠陥もあ

ったからである。「多様な法案を……一括して一つの法案に統合しようとしたのは重大な誤謬であった。そのような方策は不満分子のすべてを……怖るべき党派にと陣立てさせてしまった」。

この時点でダグラスが正面に登場する。前述のごとくダグラスは上院准州委員長の職責からみて、入ることを期待されていた13人委員会に加わらなかった。彼はオムニバス方式を信用せず、従ってそれにコミットすることを欲しなかったからである。この間の事情、つまり「春から初夏にかけての諸事象の最も正確な同時代人の状況要約」は、8月3日ダグラスがランフィアとウオーカーにあてた手紙にみられる。少しく長文ではあるが引用するに足る十分な価値がある。

「貴方は疑いもなく13人委員会の例の妥協策が敗れたことを聞かれたと存じます。そのことを私は非常に残念に思います。もっともそれが通過する強い希望を決して持たなかったと言っておかねばなりません。……この理由のゆえに私は13人委員会のメンバーになりたくなかったし、同じ理由で同委員会の委員任命にも反対したのです……私は以前に、准州委員会の長として二つの法案を起草しレポートしました——その一つはカリフォルニア加盟のためのものであり、他の一つはユタおよびニューメキシコに准州政府を設立するためのもの、又テキサス境界線を画定するものでありました。これらの法案をレポートする前に、私はクレイ氏とキャス将軍に、これらを一括すべきか個別的法案として出すべきか相談しました。彼ら兩名とも個別的法案とするよう忠言し、その当時、審議の際にも同様な意見を表明しました。私は彼らの忠言を受入れ、それらを一括せずに二個の法案としてレポートしました。およそ2週間後、彼らは考えを改めて、それらの諸法案を一括する目的のための委員会を任命すべきだと結論しました。彼らは私の法案の主眼点のいずれをも変える意志はないとしていましたので、私はそのような動きは賢明でもなければ必要でもないと反対しました」。

「同委員会が任命され、私の二法案をとりあげ……委員会は私案から一行を削り、一行を挿入しました。すなわち私の案をほとんど変改なしにレポートしなおしたのです。挿入された一行は奴隷制問題について、准州議会が立法する

ことを禁じていました。この修正事項は、キャス將軍やクレイ氏の願いに抗って同委員会により書かれたものであります。そして両氏は上院ではそれを排除するための動議を提出すると注文をつけました。そしてそれは削除されたのであります。それゆえクレイ氏の妥協策と私の二法案との間の相違は微小であったこと、そして彼は一語だに書き加えなかったこと、さらに私が[法案の]語句のすべてを書いたことがお判りでしょう」。

「上院での多数派が、該法案を切りはなして個別的にではなく、一括して法制化しようと定めた後、私はクレイ氏の法案に対しその最終的敗北に至るまで活発かつ確固たる支持を与えました……[オムニバス方式の]妥協法案は自由土地論者、分離論者、それにテイラー將軍の政権の連合によって敗れたのです。同政府の持つすべての権力とパトロネージが我が方の不利になるよう使われ、そして遂にその連合勢力は我々を破ることができたのであります。ユタ法案は私が書きあげたと寸分違わぬ姿で上院を通過しました……」。

クレイ戦略の失敗と、テイラーの拒否権が常に乗合馬車の上に影を落していたことが判る。しかし今やテイラーは死に、大統領に昇格したフィルモアは妥協に積極的であることを何度も確言した。ホイッグ議会指導者ウェブスターは入閣した。妥協好感のフィルモア政権は強力な閣僚兼議会のスポークスマンを手に入れた。これがクレイの下で難航した妥協工作から、「第二局面」への移行を構成した。妥協に決定的役割を持つのは民主党の側であった。ダグラスはそれを集合しうる人物であった。妥協への光明が、ほのみえた。

しかしながら、繰返すが、最も肝要なのはダグラスがクレイのそれとは全く異なった戦略を持ち、それをうまく作動させたことである。

クレイは妥協派が多数を形成すると信じ、そのゆえに幾つかの条項や法案を一括し、一つの条項が他の条項と相討ちする形で提案すれば妥協全体が成功すると信じた。

これに対しダグラスは、妥協好感の行動的多数派は存在しないと見抜いていた。しかし或る場合には南部の、或る場合には北部の、強いセクショナル・ブロックがあって個々の、すなわち特定の条項には賛成し歓迎するバラバラのブロックがあることを認識していた。この妥協ブロックは或る時は或るセクショナル

ナル・ブロックと、他の時には別のセクショナル・ブロックと組んで投票し、妥協案の個々については従って多数派を形成する。かくて妥協案各項目のすべてが法制化されるに至ると読んだのである。

②  
ダグラスの活躍が顕著になる以前にフィルモアはすでに決定的に妥協支持に動いていた。彼は今日まで副大統領であった人物が誰一人としてなまなかった「唯一の例」として、就任するや先任者の全閣僚の辞表を受理した。ウェブスターを閣僚の第一ポスト国務長官に据えることにより、同行政府の重みと妥協好感の姿勢をホイッグ党員に周知せしめた。そしてテイラーが固執したテキサス境界問題では柔軟に武力を行使せぬこと、ニューメキシコの州としての加盟問題については逆に強くこれを拒絶した。このことによって彼は危機の幾つかを解きほぐしていたのである。史家はしばしば、その功績の大なることを看過しているようである。

かくて国会は「ウイルモット条項抜き」で大妥協を通過させた。意義深くもこれは或る有力なロビーが活発に支持した一法案の中で果された。すなわち甚だしく市価の下落したテキサス有価証券を額面価額で支払うため500万ドルを割当てた(テキサス境界)法案への、テキサス・ロビーの勢力と活躍があったことを指摘しておこう。

③  
ようやく大妥協は次のような成立をみた。カリフォルニアを自由州として承認(上院34対18。8月13日。下院150対56。9月7日)、ユタ准州法(上院27対10、下院108対97。9月9日)、テキサス境界線およびユタ法とほとんど同内容のニューメキシコ准州法(9月9日)、コロムビア特別区における奴隷交易禁止法(1851年1月1日以降禁止。上院33対19、下院124対47。9月20日)。こうして春から9月までの長い闘争は終りを告げた。

④  
ダグラスの戦術は完全に成功した。彼の練達ぶりは、相次ぐ法案への投票の分析をみる時、特に顕著である。すなわち投票は主としてセクショナル・ラインに沿ってなされたことを明示している。南部多数派は妥協諸法のうち二つ——カリフォルニア自由州加盟と、コロムビア特別区関連法——に反対した。北部多数派は逃亡奴隷法と、ウイルモット条項抜きのユタおよびニューメキシコ法に反対した。これらの簡明な事実が、セクショナル・ブロックの存在を否定



することを許さぬであろう。

(註)

- ① Hodder, "Authorship," p. 525.
- ② Potter, *Impending Crisis*, p. 106.
- ③ *Ibid.*, p. 107. テキサス境界をめぐる危機の深刻さについては次をみよ。Hamilton, *Prologue to Conflict*, pp. 17-24, 50, 54-55, 57, 58, 135-138, 155.
- ④ Potter, *Impending Crisis*, p. 107; Holman Hamilton, "'The Cave of the Winds' and the Compromise of 1850," *Journal of Southern History*, XXIII (1957), p. 345.
- ⑤ Hamilton, *Prologue to Conflict*, p. 147.
- ⑥ このような南部見解と激怒の理由は次のように補足された。同案の妨害はカリフォルニアが自ら採択した自由州憲法によってユニオンに加盟することへの反対ではなく、それ以外のメキシコ割譲地における奴隷制の地位につき満足のいく解決策を同時に附していない不平等に対するの怒りであった。Alexander H. Stephens, *A Constitutional View of the Late War between the States. Its Causes, Character, Conduct and Results* (2 vols., 1870, 1970 ed.), II, pp. 201-203; Robert P. Brooks, "Howell Cobb and the Crisis of 1850," *Mississippi Valley Historical Review*, IV (1917), p. 285.
- ⑦ *Ibid.*, p. 285; Hamilton, "'Cave of the Winds,'" p. 340; Hodder, "Authorship," pp. 527-528. 因みにこの審議妨害が上院におけるウェブスターの「3月7日演説」をさせる因ともなった。Herbert D. Foster, "Webster's Seventh of March Speech," *American Historical Review*, XXVII (1922), pp. 257-262.
- ⑧ 拙稿「ユニオンの危機と大妥協の模索」大阪経済法科大学論集第六号(昭和53年10月)。
- ⑨ Hamilton, "'Cave of the Winds,'" p. 341.
- ⑩ Stephens, *op. cit.*, II, pp. 203, 204; Hodder, "Authorship," p. 528.
- ⑪ Stephens, *op. cit.*, II, pp. 202-204; Hamilton, "'Cave of the Winds,'" p. 341.
- ⑫ Hodder, "Authorship," p. 528; Hamilton, "'Cave of the Winds,'" p. 341; Brooks, "Howell Cobb," p. 285.
- ⑬ *Ibid.*; Hodder, "Authorship," p. 528; Hamilton, "'Cave of the Winds,'" p.

345.

- ⑭ Hodder, "Authorship," p. 528; Hamilton, *Prologue to Conflict*, pp. 62, 89, 92, 94. 傍点引用者。委員会設立を渋っただけでなく、同委員会がとったオムニバス方式にもクレイは乗気でなかったとされる。Potter, *Impending Crisis*, p. 109 and note 30.
- ⑮ *Congressional Globe*, 31 Cong., 1 Sess., p. 371; Joel H. Silbey, *The Shrine of Party. Congressional Voting Behavior, 1841-1852* (1967), p. 262 and note 8.
- ⑯ *Charleston Courier*, May 17, 1850, quoted in *ibid.*, p. 262. 同様趣旨の論説を次の諸紙が掲げている。*Augusta Constitutionalist*, May 16, 1850; *Nashville True Whig*, May 24, 1850; *Springfield Illinois State Register*, May 16, 1850; *Chicago Journal*, June 5, 1850.
- ⑰ Hamilton, *Prologue to Conflict*, pp. 94, 146-147; Hodder, "Authorship," p. 529 and note 6.
- ⑱ McLaughlin, *op. cit.*, pp. 531-532; Hodder, "Authorship," p. 529; Hamilton, *Prologue to Conflict*, p. 95.
- ⑲ *Cong. Globe*, 31 Cong., 1 Sess., p. 1239.
- ⑳ Stephens, *op. cit.*, II, pp. 218, 219; Hodder, "Authorship," p. 529.
- ㉑ McLaughlin, *op. cit.*, p. 532 and note 15; Silbey, *op. cit.*, p. 263; Holman Hamilton, "Democratic Senate Leadership and the Compromise of 1850," *Mississippi Valley Historical Review*, XLI (1954), pp. 403-418.
- ㉒ Hodder, "Authorship," p. 529.
- ㉓ Hamilton, *Prologue to Conflict*, pp. 98-99, 100-101.
- ㉔ *Ibid.*
- ㉕ Potter, *Impending Crisis*, p. 108.
- ㉖ *Louisville Journal*, November 18, 1851, quoted in Hamilton, *Prologue to Conflict*, pp. 115, 117.
- ㉗ ダグラスの長文の手紙は読者の便をはかって三つのパラグラフに分けた。Douglas to Lanphier and Walker, August 3, 1850, *Springfield*, quoted in *ibid.*, pp. 146-147. 傍点引用者。
- ㉘ Potter, *Impending Crisis*, pp. 109-110. ダグラスのこの洞察の他に、妥協の真の障碍はホワイトハウスや上院にあるのではなく、下院にあること、そのため下院リーダーとの超党派的工作を行っていたことも成功因の大なるものであるが、そのことについてはすでに少しく触れた。

- ② テキサス債券について、それが極めて重要な関心事であったことについては決定的な分析をなした次をみよ。Holman Hamilton, "Texas Bonds and Northern Profits," *Mississippi Valley Historical Review*, XLIII (1957), pp. 579-594; do., *Prologue to Conflict*, Chapter VII "The Texas Bond Lobby," pp. 118-132. ニューヨーク商人一般の大妥協好感および維持運動については次をみよ。Philip S. Foner, *Business and Slavery. The New York Merchants and the Irrepressible Conflict* (1968), Chapter 3 "Defending the Compromise," pp. 34-54.
- ③ 各法案への投票状況分析については Potter, *Impending Crisis*, pp. 112-113. が簡をえている。各法案について議員別、出身州別、政党別の詳細な分析については Hamilton, *Prologue to Conflict*, App., A-C (pp. 191-200). をみよ。なお同書を利用して山岸氏は手際よく投票分析をされている。山岸義夫著「南北戦争研究序説」(ミネルヴァ書房、昭和48年。151頁第7表、152頁第8表、153頁第9表)。

### (三) 拮抗する憲法論

9月になって4年間のデッド・ロックが打開された。国会は始めて地域間衝突にと急転直下する諸問題に直面することなく会合することができた。いわゆる大妥協が成立したのである。会期の終りの日々は、宴会と祝祭とが続いた。群衆はワシントンの大通りに集まり、妥協のリーダーたちにセレナーデを奏でた。愛国者なら痛飲すべきであるとされた。「実際、フーツやダグラス等は何日も祝盃ぜめと、二日酔いの目にあった」<sup>④</sup>。

この描写は少なくとも二つのことを示唆している。一つは群衆の祝盃ぜめにあった者、すなわち妥協を成功させたリーダーと当時の人々に受けとられた者の中に、クレイの名が見当らぬことである。従来のスタンダードな歴史書では、少なくともこの「偉大なる調停者」には、より高い評価が与えられていたものであった。同時代人と同じく、最近の研究はクレイを妥協の創作者ではなく、フーツの作成した曲の即興演奏者としての地位しか与えていない。

事実フーツは、「自己中心に考えずに、准州委員会のレポートは私の提案し

た法案に基づいたものだったと言える」とし、デイヴィスはこれに対し、「同感です。貴方のおかげだと私は進んで言いましょう」と応じている。しかし同時に大妥協そのものについては、「もしもこの妥協策を成功に導いた者は自分であると誇る権利があるとしたら、それは例のイリノイ州選出の上院議員である」と率直にダグラスの名をあげている。<sup>②</sup>

そのダグラスはクレイについて次のように述べている。前掲の8月13日付ランフィアアへの手紙において、「もしクレイ氏の名前があつた諸法案にくっついていなかったら、ずっと以前にそれらは通過していただりましょう。〔テイラー〕政府は彼を嫉視し憎んでいましたし、若干のデモクラットは彼の法案が成功すれば彼を大統領に押しあげることになるかと怖れるほど弱腰であったのです」と述べて、むしろクレイの活躍ぶりが遅延因の一つであったとしている。

しかし同時に、「老ハル〔クレイ〕は、光榮ある愛国的な闘争を戦つたのだと何時でも言えます。彼ほどより高く、より純粋な動機で動いた人は他にありません」とも述べている。<sup>③</sup>これは政敵に贈つた素晴らしい讃辞であるとともに、クレイの大妥協成功に占める地位をも適確に表現している。妥協の成功は明らかにダグラスに負うところ大であった。

さて前述の挿話から問うべき、いま一つの点は何であろうか。当時の人々が二日酔いになるほど何を祝つたか、である。確かに彼らには祝盃をあげるべき理由があつた。たとえばアメリカ史上、かつて経験したことのない長く厳しい会期を無事に終えた。テキサス境界線を挺子に勃発寸前であった内戦や、分離の危機を乗りきつた。紛争の因であったウイilmott条項は舞台から去つた。テリトリーと奴隸制問題は落着したようにみえた。

このように彼らは一つの落着を実感した。そして妥協を構成した諸法は疑う余地のない明白さでそれを述べていた——カリフォルニアの加盟、テキサス境界問題、逃亡奴隸法、コロムビア特別区における奴隸交易の禁止。

しかし最大の中心の問題、テリトリーにおける奴隸制問題はどうか解決されたのであろうか。「国会で奴隸制問題について、これ以上の演説はしまいと決心した」ダグラスに人々は同じ感情を抱き、「この奴隸制問題にかかわろうとする党は、もはや結党しえないと信ずる。この問題は人心の間に落着した。これ

について演説をなす価値はないと思っている」<sup>④</sup>と安堵したキャスにも同調したのだが。

しかし実際には、核心をなすテリトリーにおける奴隷制問題は他の諸法のよ  
うに明快なものでなく、逆にそのゆえに妥協に達しえたのであった。ユタとニ  
ューメキシコが奴隷制についての規制なしに、換言すればそれについて不分明  
で多義に解釈できる原理でテリトリーとして組織されたのである。今日からみ  
れば、同時代人は二日酔いが連続するほどに歓喜できなかったはずである。

さて最も困難であり中心の問題であったテリトリーにおける奴隷制の地位如  
何に関する憲法論、原理を考察しよう。結論から言えば、テリトリーから奴隷  
制を排除しうるか否かのこの問題について、大妥協は「何らの決定」もみなか  
ったし、「明確な原理も含まず」に合意されたのである。むしろそのことが大  
妥協の妙点であった。<sup>⑤</sup>

明らかにウイルモット条項は消去されたし、36度30分の地理的ラインも引か  
れなかった。しかし両准州法は、奴隷制拡大とその保護は合憲的義務とする南  
部理論を許容したのか、奴隷制の法的地位を准州議会にゆだねるという意味で  
の住民主権説を採用したのか。この多義にとれるテリトリー関連法は、合衆国  
憲法におけるテリトリーに関する曖昧な規定のゆえに、一層理解が困難であり、  
またそれだけ多義に、各セクション、各派閥に有利に解釈された。

中核部分をなす二つの准州法の構成は次のごとくである。ニューメキシコ法  
は、テキサス境界問題についての一つを含めて18節より成る。ユタ法は17の節  
を持っているが、両法は名称と境界問題を除いて事実上同一のものである。我  
我がここで考察を必要とするのは、その中の奴隷制関係の若干の節——奴隷制  
条項と上訴条項——と、これらの節の基底をなした原理、住民主権説である。<sup>⑥</sup>

テリトリーの立法権と執行権については、ニューメキシコ法の第五節、ユタ  
法の第四節により「准州知事と立レジスレイチヴ・アセンブリー法府」に与えられている。この節で  
は同時に知事に対し拒否権が与えられている。これが両准州法の基幹条文の一  
つである。

いま一つの節、すなわちニューメキシコ法の第七、ユタ法の第六節は次のよ  
うに定めている。「本テリトリーの立法権は合衆国憲法および本法の各条項に

矛盾せざるかぎり、すべての合法的な事項におよぶべきものとする……ただし立法府および知事により通過させられた法は、すべて連邦議会に送付さるべきものとする。もしその承認なき時は効力を発しない。

これらは一見、変哲もない条文であるが大きな爆発力をはらんでいた。それらは准州議会が奴隷制問題につき、それを禁止する、或いは確立する、或いは制限することのいずれかを法で定めうることを意味しており、かつそのように意図されていた。「すべての事項」の中には、勿論奴隷制も含められるからである。これが通常、住民主権論、居住者主権論、或いは国会不介入主義ポピュラー・ソヴリンティ スクオワター・ソヴリンティ ノン・インターヴエーションなど様様に呼称され、史家の混乱を呼んだ条項である。<sup>⑦</sup>

これは最初「住民主権論の父」と呼ばれたキャス上院議員(前出ニコルソン書簡)により、後にダグラスによって推進された工夫である。キャスの理論を要約する——新しいテリトリーの人民が自らで奴隷制問題を決することを許すべきである。それが民主主義の基本的原理に合致する。諸州の市民たちが自州におけるこの問題(奴隷制)を処理する能力があると信じていることができるならば、テリトリーの人民が自らのテリトリーの内的諸制度を処理し決定する能力を、同じく持つと考えるのが自然である。しかもこの方法は爆発力を持つ奴隷制問題を国会議場から排除し、問題点を地方化し、拡散的にする作用を有するといった政治的メリットもある。<sup>⑧</sup>

しかしキャス案にはジョーカーが入っていた。それは高度な政治的配慮により、故意に挿入されたものであった。すなわち彼はどの時点でテリトリーが奴隷制問題を決しうるかを、特定していない。

国会がテリトリーとして編成する法案を通過させた時点で、テリトリーの人民がそれを決しうるのか——その場合、奴隷制は准州編成の最初の時点から排除されるかも知れない。もしそうならば、反奴隷制派はこの理論を許容するであろう。

他方、テリトリーがその決定を下すのは、州としてユニオンに加盟を要請する時まで待たねばならぬのか——その場合、決定を下すのが州になった時点であるとするならば、奴隷制は排除される可能性があっても、排除されるまで長期の准州段階の間、存在できる。それは事実上、州に昇格した際には定着した

制度として存続するであろう。(因みに係争的となったニューメキシコは、州になるまで1850年～1912年1月6日まで62年間もテリトリーとして存在した)。

このように両義にとれる問題点をキャスは巧みに回避し、紛糾が生じた際には司法部門がそれを決せねばならぬとした。これがいわゆるキャス理論の「<sup>ダブル</sup>両義性」であった。<sup>⑩</sup>

さてこの住民主権論原理、すなわちテリトリーにおける奴隷制の地位の合法的処理、において、州主権論が最も重要な役割を演ずる。<sup>⑪</sup>そしてそれが少なくとも「50年代半ばまでに、その問題は疑いもなく合衆国の圧倒的な政治問題となった」。<sup>⑫</sup>

再言すれば、反奴隷制派、奴隷制擁護派にとりひとしく、テリトリーにおける最初の決定が決定的なものになるであろうことは明らかであった。理論の上では、事実上ユニオンに加盟する時点での州の主権性が重大だとはいうものの、現実にはこの権力——絶対的だが後まわし的な——は、奴隷制に関するかぎり、無意味なものになると考えられても当然であろう。州として十分に成熟する遙か以前に、その社会制度はすでに下された決定により文句なく固定されてしまうことがありうる。かくて准州段階における「<sup>ポリス・パワー</sup>警察権能」の支配がこの問題の頂点をなす。<sup>⑬</sup>

しからばテリトリーにおける警察権能支配はどこに所属するのか。それに先立ってテリトリーについての考察が必要である。

合衆国憲法は、合衆国が拡大する国家であり、そのような目的で作られたにもかかわらず、西方テリトリーはその構想の中で常にアノマリーであり続けたのは奇妙な事実である。合衆国は連邦政府と州政府より成る二元的制度を基底とする——と述べるのは月並みであって、実際は、ユニオンは常に三つの要素から成りたっていた。すなわち連邦、州、テリトリーの諸政府である。極めて最近になって後者は、憲法政体の中でその相対的重要性を低下させた。現存50州のうち、19を除いたすべてが正式の准州段階を通過してきた。合衆国大陸部分のおよそ四分之三が、或る一時期、連邦法により設立された准州政府の下にあったことを忘るべきでない。<sup>⑭</sup>

合衆国憲法におけるテリトリーのアノマラスな立場は、次のごとく州と比較する時、判然とする。テリトリーから十全な州に昇格すれば合衆国憲法は連邦と州の二つの政府を認め、それぞれが同時にだが独立的に作用する。そしてそれぞれの政府に対し、権能の領域が割当てられている。国際および州際関係等は、連邦の領域とされる。一方、内的な社会政策の諸問題——すなわち警察権能の行使を含む——は、明らかに州に留保された領域に属する。然して各州は、その警察権能の支配を通じて奴隷制を廃止し(自由州)、それを確立(奴隷州)してきたのである。

しかしながらテリトリーは、憲法的意味において州政府のごときものを持たない。その広大で、それゆえ重要であらねばならぬテリトリーに関し、合衆国憲法が触れているのは僅かに一箇所にすぎない。しかも極めて曖昧にしか定義されていない。⑮ しかれば如何なるものの権威によって、テリトリーの警察権能が行使さるべきか。

通常の場合、上の問題に答える必要はない。テリトリーは未定住の原野から十全な州への移行にある土地のことにすぎない。政治形態のこみいった学理なしに、現実的で、日常的な問題を処理すれば十分といった程度の警察権能を持つ粗笨な政府があればよいことである。

ほとんどの場合この種の処理で済んだ、しかしすべての場合ではない。奴隷制が絡む時、それは抽象的で些細な憲法論ではなく、現実的かつ重大な論争を提供した。警察権能が奴隷制を扱う権能であった。そして前述のごとく、各州はその権能を行使してそれぞれ自由州、奴隷州になったのである。

従って奴隷制がテリトリーに拡大するか否かは、「如何に」、また「誰によって」この警察権能がテリトリーで行使されるかにかかっていたのである。また「何時」行使されるかによって、准州期間中の諸制度(奴隷制を含め)が一時的にではなく、永久的な効果を持つこともすでに述べた。このことの重大性を、論争に加わった双方の側が完全に理解していた。⑯

准州期間中、警察権能が奴隷主の財産権を守る方向に行使されれば、奴隷制はその地において地方制度として事実上、消去しがたいものとして定着するであろう。またその逆もありえた。それゆえ警察権能が、どの「方向」に行使さ



れるかが重要事であった。南北双方は、それぞれの有利にそれを解釈した。<sup>⑭</sup>むしろそのような多義的解釈を許容するところに住民主権論の政治的価値があり、受容される基盤があった。

テリトリーの考察を続ける。西方テリトリーをめぐる闘争が、連邦政府の最初の記録された定めであり、1777年に起草された連合規約の批准を、およそ4年間も阻止した事実を想起されたい。それは建国期からの難問であったのである。

これにつき1840年代末までに、諸論議のうちおよそ三つの立場が表明された。これらの立場は若干の修正はあっても武力に訴えた1861年まで一貫して続いた。<sup>⑮</sup>

テリトリーは如何なる地位と権能を持ちうるか。前述したごとく、合衆国憲法は僅かに一箇所それに触れたのみであり、しかもその文言の曖昧さからして、権能につき広義にも狭義にも理論構築が可能であった。従ってこの問題に対しては、単なる法理論的アプローチでは満足すべき解釈は生れず、唯一の稔りあるそれは歴史的なアプローチであり、事実「大論争」の期間およびそれ以後も多くの政治家、裁判官が依拠したのもそれである。<sup>⑯</sup>

初期の連邦議会は新しいテリトリーに諸政府を設立するよう要求されていた。この際、合衆国が抱えた真のテリトリー問題とは、テリトリーの住民にどの程度の地方自治権を与えるかであった。

国会はテリトリーの内的諸制度について干渉、すなわち法制定する権能を有するか——歴史的アプローチが唯一の到達手段だとすれば、その検討は1784年ヴァージニアが連合会議に対し、オハイオ河北西部のテリトリーを割譲した時点にまで遡せねばならない。最初にこの1784年公有地条例 (An Ordinance for Ascertaining the Mode of Dispose of Lands in the Western Territory, 1785の草案) を起草したジェファソンは、そもそもの始めから居住者に対し、ほとんど完璧の自治権、決定権を与えるべきだと提案した。他の極には1787年の北西部領地条例 (An Ordinance for the Government of the Territory of the United States Northwest of the River Ohio, 1787) を作りあげたより保守的なグループがあった。この北西部条例は、連邦の指名した官憲等によりテリトリーが運営されるとして、テリトリー形成の最初の段階の間は事実上、植

民地型の政府であるべしと規定していた。州の資格を充足するまでは十全な自治権がさし控えられたわけで、それはテリトリーに関し連邦議会が干渉(すべての制度の法制化)しようということを含意していた。1787年条例が1784年条例を消去したゆえに、後者の原理がすべての准州設立法のプロトタイプとなった。

② 准州政府についてのこれら二つの条例間の喰違いにもかかわらず、奴隷制に関しては一致点があった。1784年ジェファソン草案は、すべての西方テリトリーにおいて奴隷制を禁止することを含んでいた。1787年条例は特定地域すなわち、オハイオ河北西の地域については同様に奴隷制を禁止するとしている。いずれもテリトリーがでなく、連邦議会がテリトリーの奴隷制に関し法制化しうることを明言している。ただし後者は、特定地域以外では奴隷制が禁止されぬ場合もあることを示唆している。事実、1790年連邦議会が南西部テリトリーを設立した時、奴隷制許容の方向にその権限が行使された。

③ 国会がテリトリーの奴隷制の地位に干渉する権能を有するか——然り、とする見解は多くの歴史的先例によって支持される。前述のように、コンGRESSは連合の時代から合衆国の「テリトリー」部分を組織して政治単位にするという慣行を継続してきた。このように組織された准州議会に、少数の留保された事柄を除き、他の「すべての合法的事項」について法を定める権限を与えることも早くから慣行となっていた。(ただしこの准州議会が制定した諸法は、准州知事の完全な拒否権をうけうること、さらに知事が認めた諸法も国会の不承認に会うこともありうる)。そして特定の問題、テリトリーの奴隷制については国会が禁止したり、許容したりする権限を明らかに有していた。

④ 1803年のルイジアナ購入は、このほとんど自明とされた見解に若干の問題を投げかけた。すなわち購入地の一部オルリーズ・テリトリーには、准州政府が設立される以前からすでに奴隷制が実在していたのである。国会はこの奴隷制には干渉しなかった。しかし該地への国外からの奴隷輸入を禁止する措置はとっている。1805年にはミシガン・テリトリーで、1809年にはイリノイ・テリトリーで、1789年条例(国会が1787年条例を再確認した)の原理によって、奴隷制が禁止された。

有名なミズーリ協定はどうか。ここでも国会は奴隷制を排除しうる、或いは合法と認める、或いは合衆国に編入される以前に該地で有効であったその問題についての法の効力を持続させる、或いはそれに関する法制定の権限を准州議会に附託しうるという「初期の弘布された見解」が生きて適用された。<sup>24)</sup>

すなわちミズーリ協定の第八節 (Section 8, Missouri Enabling Act, 1820) は、36度30分以北で「永久に」奴隷制を禁止すると国会が定め、上述の優勢的見解を実際に立法することによって再確認している。

ミズーリ協定に署名する前にモンローが相談をかけたすべての人々の中で唯一、元大統領マディソンだけが、国会がそのような制約を挿入するのは「合衆国憲法の真の枠組みの中にあるとは思わない」としている。<sup>25)</sup>

国会がテリトリーの諸制度に干渉し法制化しうるこの見解は、司法部門によっても確認された。「アメリカ保険会社対キャンター事件、1828年」において、最高裁首席判事マーシャルは、テリトリーが州となるまでは「フロリダ〔本件の場合〕は、合衆国のテリトリーとしてあり続ける。そして合衆国憲法が国会に与えた‘合衆国に属するテリトリーおよびその他の財産に関しすべての必要な規定および規制をなしうる’権限によって支配される」と述べている。<sup>26)</sup>

かくて我々はテリトリーの奴隷制について国会が干渉し、法制化する権能を十全に持っていたことを否定できない。ただその権能は存在するが、その濫用を阻止しようとの努力はあったと言える。たとえばナショナルリストであった時期のカルフーンの諸決議に、それがみてとれる。<sup>27)</sup>

この優勢的、定着的見解に南部が挑戦したのは、例のウilmott条項登場以降である。国会には准州の諸制度に干渉する合憲的権限はない、と。かくて1840年代には、初期のほとんど定着していた見解に抗って、事実上新しい見解が出現した。そしてこれを含め、三つの見解はウilmott条項以降の混乱期に、それぞれ関係と関心ある市民ならびに法律家の間に可成りの支持者を糾合するのである。

ウilmott条項登場以後、テリトリーにおける奴隷制に関する国会の権限について、従来の優勢的見解と逆の新しい見解を提起したのは、例によってカルフーンであった。今日でも一般にそれはカルフーン理論と呼ばれるが、カル

フーンの支持者たちは「<sup>ノン・インターヴェンション</sup>国会不介入説」と呼ぶことを好んだ。それ以上に、「<sup>コモン・プロパティ・ドクトリン</sup>共有財産説」と呼んだ方がその内容に近い。

1847年2月19日、上院におけるカルフーンの一連の決議案の中に示されたそれは、大略以下のごときものである。主権は分ちえない。州が主権者であり、連邦は主権者ではない。連邦政府は合衆国憲法に特定されている事柄について権能を与えられている単なる代理人<sup>エージェント</sup>にすぎない。テリトリーは共同所有者としての諸州の共有財産である。連邦政府はテリトリーに関し、規定或いは規制する権能を与えられている。<sup>②</sup>しかしテリトリーを統治するに当って、連邦政府は如何なる方法においても、特定の州およびその市民の間に差別を生ぜしめない義務を負う。<sup>③</sup>連邦政府は如何なる州の市民であれ、彼の州で合法とされた財産なら、それを如何なる場所に携行することも阻止してはならないし、むしろその財産権を保護すべきである。従って、たとえ奴隷であってもテリトリーに携行し、その保護を求めた(奴隷)財産所有者を拒否することは、諸州の市民の間に差別をたてることであり、違憲である。それゆえ国会は、奴隷主がテリトリーに奴隷を持ちこむことを禁止しえず、むしろ積極的に奴隷財産を保護せねばならぬ。国会がこのように奴隷制を排除しえないならば、当然、准州議会は奴隷制を排除、或いは奴隷財産の保護を拒否することができない。「なぜならば、准州議会は国会が作出した組織にすぎず、そしてその作出者がなしえないことを被作出者がなしうる権限はない」からである。これは国会の、少なくともテリトリーにおける奴隷規制に関する権能の否定である。と同時に准州期間中は、該地の人民に奴隷制の合法、非合法を定める権能を与えるとする住民主権論の原理否定でもあることが判然としている。<sup>④</sup>

この州主権論——連邦政府代理人論を基底とするカルフーン理論の支持者たちは、この主要仮説を守るのに大きな苦心を必要としなかった。それはジェファソンやマディソンが1798年～1800年の「ケンタッキーおよびヴァージニア決議」で、すでに述べていたと主張できるし、1787年の憲法会議の代表選出方法、憲法批准方法など、この仮説を支持する多くの歴史的事実をあげたからである。<sup>⑤</sup>

事実、マディソンはカルフーン理論の主軸となる発言を残し、それを利用される役割を果たした。ミズーリ論争の激しかった最中、1819年11月27日付フィラ

デルフィアのウォルシュ (Robert Walsh) あての手紙がそれである。彼はこの中で、叙上の問題に関係ありと思われる合衆国憲法の条文については、僅かに三つしかとりあげていないが、その意義には重みがある。(一)第一条第九節一項いわゆる「往来条項」は、国会に対し、或る州から合衆国の他の部分へ人々が移住することを抑制したり、停止したりする権能を与えていないことは確かである。(二)さらに重要なのは、第四条第三節一項(「新たな州は連邦議会によってこの連邦<sup>ユニオン</sup>への加入を許されるものとする……」)の解釈である。彼によれば、この項は如何なるテリトリーに対しても、奴隷を携行することを禁止する権能を国会は与えていない、と。後に南部指導者たちによって多用された議論をさらに展開する。すなわち国会は新たな州に対し、その諸権利を拡大したり縮小したりするであろうような規定に関与することはできない。もし国会がそのような挙に出るならば、「合衆国には二つのレベルを持った州ができる」ことになり、或る州が他の州の持つ権利や特権よりも以上の、或いは以下のそれを持つことになる。それは明らかに違憲である。

この点についてのマディソンの信念は動かない。曰く、新州からの代表(国会議員)の数は、原初13州のそれらの数よりも多くあってはならないと憲法会議で提案された。しかし幸運にも、不正な差別をたてようとの試みは拒否されたのである、と。

さらにマディソンは最も重要な条文、第四条第三節二項を検討した。「連邦議会は合衆国に直属する領地<sup>テリトリー</sup>、或いはその他の財産を処分し、これに関し必要なすべての規定および規則を制定する権を有する……」。この条文は国会に対し、テリトリーにおける奴隷制を規制する権能を与えたか——彼は然らずと考える。曰く、権能とは「意のままにする」力を意味する。しかし国会のそれは(諸州の共有の)「財産としてのテリトリーについて持っている権能をこえることはできない。また州としてユニオンに加入するほどに成熟するまでは、テリトリーの住民たちの政府にとって真に必要で必須な条項を作るという権能をこえてはならない」。明らかに奴隷制の排除は、テリトリーの政府にとって真に「必要」ではない。続けて言う、「国会は合衆国憲法に盛りこまれた必要な規則の中に奴隷制禁止を含めていなかったということが推断されうる」。

約言すれば、マディソンの持つ大きな権威はこのように早い時点で、国会はテリトリーから奴隷制を排除する如何なる合憲的権能も有しないと主張する人人の側に投げかけられていたのであり、民主党的かつ南部的見解の「大部分はマディソンのドクトリンから発してきた」のである。<sup>⑤</sup>

しかし、このような歴史的発言と事実を下敷にしたカルフーン理論は、今日まで多くの史家と少なくとも一人の合衆国最高裁判事(ドレッド・スコット判決時のマクリーン)を十分に納得させてはいない。またテリトリーにおける奴隷制の合法化、さらに進んでその保護を主張したカルフーン理論の支持者たちは、或る条件もしくは状況の下で「共有のテリトリー」に移住しようとしている奴隷主の数よりも、遙かに多数の自由州からの移住者をテリトリーから排除するかも知れない可能性、従って奴隷制の禁止が奴隷州およびその市民に作用するよりも遙かに自由州およびその州の市民に差別を働くという反対派の主張——後日、リンカーンはまさにそれを指摘した——に応待することを拒否した。<sup>⑥</sup>

このカルフーン理論が、南部に如何なる位置を占めたかに少しく触れておこう。カルフーン理論が南部州権派に歓迎されたのは勿論だが、多くの南部人がこれを是認したわけではない。南部のジャクソン派民主党員、ことにクレイを偉大な模範と見做す南部ホイッグは受入れようとしなかった。しかし内戦前の大激動の諸年において、カルフーン派は南部諸州のほとんどすべてにおいて民主党内における覇権をえた。そして民主党はほとんどの南部州で一貫して選挙に勝っていた。従ってカルフーン理論は、「人民の間での信奉者の数の比をこえて、国会で数多いスポークスマンを持っていたのである」。<sup>⑦</sup>

テリトリーにおける奴隷制に関するいま一つの、カルフーン理論とはまさに対極的な理論は、自由土地論者のそれである。それは1819年ミズーリ論争の時、トルマッジ(James Tallmadge, N.Y.)が奴隷制拡大反対論の中で含意的に、そして1846年ウイルモット条項の中で明白に表明された。その見解の基本は、国会はすべてのテリトリーにおける奴隷制につき、規制或いは禁止する権能を有する、との主張である。

多くのフリーソイラーは、この地点で立ちどまる。すなわち国会はテリトリー

一において奴隷制を設立することも、また禁止することもできる。たとえば奴隷制をアイオワ准州で禁止する一方、アーカンソー准州には指令してそれを可とすることもできるのである、と。初期の優勢的見解との距離は遠くない。

しかしより過激な自由土地論者たち、サムナーやマクリーン(John McLean)らは、これに満足しなかった。彼らによれば、国会には既存の奴隷州を除き、合衆国の如何なる地であれ奴隷制を設立する合憲の権能はない。従ってそのような権能をテリトリーの人民にも委託しえない。奴隷制はテリトリー獲得時に、その地に奴隷制が既存する場合を除いては、テリトリー内で存在することができない。しかもたとえそのような場合でも、国会によりその奴隷制は規制、修正をうけそして禁止される。

このことを大妥協後ではあるが、サムナーは1852年8月26日、次のように要約した。「合衆国憲法の真の精神および建国の父祖たちの感情のもと、我々のナショナルな政府の下では奴隷制は如何なる地をもみつけないと私は確信する。奴隷制はあらゆる点からみてセクショナルであり、どの点からみてもナショナルでない。奴隷制は常に、そして何処でも州が作りだしたものであり、それに属する。如何なる時、如何なる所でもネイションが作りだし、それに属するものではない。そしてそのネイションは、合衆国憲法の下では立法もしくは法制化を通じて奴隷制に如何なる支持をも決して与えていないのである」。勿論、大妥協の時点でも彼のこの見解と同じ主旨が1850年3月11日の有名な「より高次の法」演説で主張されている。

後の連邦最高裁首席判事チェイスも同様主旨の発言を、この大妥協時点と、カンザス・ネブラスカ法案審議の時に主張している。

テリトリーにおける奴隷制に対するこの自由土地理論を最も端的に打ちだしたのは、1844年自由党の綱領であり、それは1848年および1852年の自由土地党の公式理論となり、共和党結成時、初期には大幅にそれが採用される。

この理論を先のカルフーン理論の際に試みたと同じ歴史的アプローチ、合衆国憲法解釈から考察してみる。それは強硬な反奴隷制派の人々が、奴隷制テリトリー拡大に反対する際、この理論のために彼らが単に道徳的原理にのみ基づいて活動しているのではなく、合衆国憲法の命ずるところによっても活動して

いるのだと感じることによって、力づけられたことを理解する上でも必要な作業である。

国会は奴隷制を規制したり禁止したりする権能を確かに有するとフリーソイラーの主張は、憲法理論上三つの主要な基盤に立っている。一つは獲得したテリトリーの前所有者の法律の拘束力の是認、第二は合衆国憲法修正第五条への依拠、第三は第四条第三節二項を広義に解釈すること、である。

第一は、フランスおよびメキシコから獲得したテリトリーの主権は、これらの政府から合衆国政府に移譲され終ったとする論旨である。クレイは1850年2月5日、次のようにその論を展開した。「諸君、私は言いたい、メキシコからえたテリトリーから奴隷制を排除したり、それを是認したりする権能が何処かに存在しないのか？ それは絶滅した権能ではない。そんなことはありえない。それは実体的、現実的で存在している権能なのである。では何処にそれはあるのか？ それはメキシコにあった——これらのテリトリーが割譲されるまでは。そのことを誰も否定しないと思う。メキシコはカリフォルニアおよびニューメキシコのいずれにも奴隷制を導入したり、禁止することができたのであった。今やその権能は割譲されてしまったに相違ない。誰がこのことを否定するであろうか？ メキシコはテリトリーから離れた、そしてそのテリトリーに対しての主権も一緒にである。そしてメキシコは誰にその主権を移譲したのか？ メキシコは、そのテリトリーおよびそれに対する主権を合衆国政府に移譲したのである」。

奴隷制を禁止していたメキシコ法の実効性を承認し、かつそれが合衆国に主権として継承されたと主張することによって、連邦議会がテリトリーにおける奴隷制に対する規制権、それも禁止する方向の権能があるとしているのである。

フリーソイラーの第二の基盤は、合衆国憲法修正第五条のいわゆる「正当な法の手続」条項 (due process of law) にあった。正しくは、その一部を摘出したのである。「何人も……正当な法の手続によらずに……自由……を奪われることはない」。

彼らによれば、この文言は連邦政府の排他的管轄の下で、奴隷制はテリトリー、コロムビア特別区、その他すべての地で禁止する、或いは禁止するように



との意を持つものであった。立法府、行政府、司法部門はこの条項が効力を發揮するように努める義務を有する、と。

この理論の一変形は、合衆国憲法制定時に広く許容されていた思想を正面に据える方法をとる。すなわち建国の父祖たちは、奴隷制でなく自由が、白人と同様にアフリカ人子孫にとっても自然で適正なる地位であるとしていた。従って彼らは自由についてのこの思想を合衆国憲法に盛りこもうと意図した。それゆえ連邦議会は連邦政府の排他的管轄を通じ、テリトリーおよびその他の地から奴隷制を排除する憲法上の義務を負う、と主張された。

しかしながらこの理論の支持者たちは、カルフーン派がなしたようにはそれを裏づける歴史的事実を例証することをしなかった。というのは例証すべき歴史的事実を持たなかったからである。修正第五条の制定者たち、それを批准した諸邦の議員たちが、それがテリトリーにおける奴隷制を禁じたものと解釈されると意図した、或いは期待したということを直接的に示す歴史的事実は見出しえなかった。

従って彼らの依拠したのは次の点である。ジェファソンおよび彼と意を同じくする人々が「すべての人は平等につくられた」と書いた時、すべての人とは白人も黒人も意味していた。また合衆国憲法制定時のコモン・ローは奴隷制を認めていたのではなく、奴隷制がすでに存在した地域において特別な成文法によってその存在を確保したにすぎない、という事実が主張された。また制定者たちが、全体的には奴隷制が死滅することを希望し、期待したという精神を極めてひんばんに引用したのである。憲法の文言ではなく精神に訴えるこの方途の極致は、言うまでもなくシュワードの「より高次の法」演説であった。

また彼らが使用した「法の正当なる手続」条項は、「自由」のみならず「生命」、「財産」におよんでいるのであって、後日、ドレッド・スコット判決において最高裁首席判事トーニーが、まさにこのフリーソイラーの使用した同条項を逆用しているのである。奴隷という形で所有されている財産権を侵害してはならぬのみならず、奴隷財産は他の種類の財産と同じく合衆国憲法によって保護されねばならぬ、と。

またこの理論がより一般化された形で表現された時の支持者も、修正第五条

の制定者たちが合衆国憲法の中に、誰が奴隷にされるのか、或いは誰が拘束をうけないでよいのか、さらに何が財産として所有されるのか、或いは何が財産として所有されえないのかに関する明確なルールを組みこむ意図のあったことを、直接的に示す歴史的事実をあげえない、という弱点を認識せざるをえなかった。

国会はテリトリーの奴隷制を禁止しようとするフリーソイラーの第三の基盤は、合衆国憲法第四条第三節二項の拡大解釈の中に見出さう。この二項にいうテリトリーは、単なる土地財産ではない、とするものである。そう観ずれば「必要なすべての規定および規則を制定する権」とは、奴隷制を含め広汎な事象についての立法権能だと解された。この点につきクレイは強意の発言をなしている。

④ それではカルフーン理論と、フリーソイラーの論のいずれがテリトリーに対する国会の権能について健全であるのか。

この問題に対しては、単なる理論的アプローチではいずれも満足すべき判定を下しえない。合衆国憲法の言辞の曖昧さからして、国会の権能を広く或いは狭く、また一方向に或いはその逆方向に解するいずれもが、正当化されうる余地を残しているからである。従って後代の歴史家にとって稔りあるアプローチは歴史的なそれであり、同時代の政治家にとって鎮静的解決は、上記二論の回避である。かくて第三の選択肢、妥協の原理としての住民主権論が登場する。

(註)

- ① Potter, *Impending Crisis*, p. 114.
- ② *Cong. Globe*, 31 Cong., 1 Sess., p. 1380; Hodder, "Authorship," p. 536; Hamilton, *Prologue to Conflict*, p. 148.
- ③ Hodder, "Authorship," pp. 535-536.
- ④ *Cong. Globe*, 31 Cong., 1 Sess., p. 1859 (Cass); 32 Cong., 1 Sess., App., p. 65 (Douglas); Allan Nevins, *Ordeal of the Union* (2 vols., 1947), I, pp. 345, 349; Potter, *Impending Crisis*, p. 114.
- ⑤ McLaughlin, *op. cit.*, p. 533. 後の最高裁長官チェイスは、この時点で鋭くこのことを看取していた。「テリトリーにおける奴隷制問題は回避されたのであ

- る。落着いたのではない」。 *Cong. Globe*, 31 Cong., 1 Sess., p. 1859.
- ⑥ 両准州法の最小限ではあるが、必要かつ十分な原文は次にある。 Hamilton, *Prologue to Conflict*, App. D, pp. 201-203 (New Mexico), p. 204 (Utah).
- ⑦ これを「不介入主義」と読んだのは McLaughlin, *op. cit.*, p. 533. である。残余の書は、おおむね残り二者の名称を選んでいる。ただしその内容について的一致は乏しい。
- ⑧ Nevins, *op. cit.*, II, p. 100.
- ⑨ キャスのこの理論についての詳細な紹介については次をみよ。 McLaughlin, *op. cit.*, p. 520 and note 31.
- ⑩ David M. Potter, *Division and Stresses of Reunion, 1845-1876* (1973), p. 48. ポッターは、キャスのこの「両義性」に対し、後をうけたダグラスはテリトリーはその編成時に決を下すことができると判然と言明した。そしてすぐさま彼の意見は誤りであると1857年ドレッド・スコット判決で否定されることになる——と述べて、ダグラスの住民主権論がこの時点で明言的だとしているが、それには賛成しがたい。 *Ibid.* 傍点引用者。ダグラスが住民主権説の概念を明確にしたのは、後年のリンカーン＝ダグラス論争の時になって始めてである。 See Robert W. Johannsen, "Stephen A. Douglas, Popular Sovereignty and the Territories," *Historian*, XXII (1960), pp. 378-395; do., "Stephen A. Douglas, 'Harper's Magazine,' and Popular Sovereignty," *Mississippi Valley Historical Review*, XLV (1959), pp. 606-631. いま一人の史家の次の言も、一見、納得しやすくみえるがやはり再検討されねばならぬ不用意なものである。「キャスがテリトリー規制問題をぼかすために、南部側の憲法理論を採用する一方、釣合いをとって同じく微妙に自由土地論者の意見に譲歩をみせている」。 Chaplain W. Morrison, *Democratic Politics and Sectionalism. The Wilmot Controversy* (1967), p. 91.
- ⑪ ダモンドは「住民主権論は本質的に州権論であった」と述べている。 Dwight L. Dumond, *The Secession Movement 1860-1861* (1963), p. 5. しかし後述するように州権 (State Rights) と州主権 (State Sovereignty) とは、本質的に異なった概念である。「この点において術語の変化が絶対命令となる」。 Arthur Bestor, "State Sovereignty and Slavery. A Reinterpretation of Proslavery Constitutional Doctrine, 1846-1860," *Journal of the Illinois State Historical Society*, LIV (1961), p. 147. 傍点引用者。
- ⑫ Robert W. Johannsen (ed.), *Democracy on Trial: 1845-1877* (1966), p. 87.

- ⑬ 「警察権能」。狭義には治安を維持するために警察を設置しそれを運用するための法令を制定する権限を意味し、アメリカ各州に与えられた権限とされる。しかし合衆国憲法上、この語は広く公共の衛生、秩序、安全、道徳などいわゆる公共の福祉の保護促進のために、たとえ個人の権利に制約をしても行使できるような権能を意味する……このためこの権能と適法手続 (due process of law) や均等保護条項 (equal protection clause) などの基本権との調整は憲法上の難問題を提供している。高柳賢三他編「英米法辞典」(1967)、364、365頁。
- ⑭ 19の例外とは次のごとし。(a)原初13州、(b)ほとんどすぐに加盟を許された2州(ヴァーモント、1791年、ケンタッキー、1792年)、(c)事情が例外的であった他の4州、すなわちメイン(マサチューセッツの一部であったが同州の同意により1820年加盟)、テキサス(1845年併合)、カリフォルニア(1850年、メキシコ割譲地に広がっていた地域のこの部分が准州段階を経ず直接加盟)、ウェストヴァージニア(ヴァージニアより分離、1863年加盟)。これら19州の今日の領域は85万6,122平方マイルであり、(アラスカを除く)大陸合衆国全部の302万2,387平方マイルと上の数字を比較せよ。U.S. Bureau of the Census, *Statistical Abstracts: 1955* (76th ed., 1955), p. 9 (Table 4)。各時期における諸テリトリーの境界を示した地図として次がある。Charles O. Paulin and John K. Wright, *Atlas of the Historical Geography of the United States* (1932), Plates 61-67。
- ⑮ 第四条(州と他州および連邦との関係)第三節二項。
- ⑯ Bestor, "State Sovereignty," pp. 148-150。双方がそれを完全に理解していたが、やがてそれが双方にとりどれほど現実的、死活的になっていったかは、それぞれのスポークスマン、リンカーンとデイヴィスが後日、おのおのの立場から厳しく住民主権論への反対を表明する。Ibid。
- ⑰ Potter, *Division and Stresses*, p. 48。
- ⑱ Johannsen, *Democracy on Trial*, p. 86。
- ⑲ Allan Nevins, "The Constitution, Slavery, and the Territories," *The Gaspar G. Bacon Lectures on the Constitution of the United States, 1940-1950* (1953), pp. 110-111。
- ⑳ Bestor, "State Sovereignty," p. 156。ネヴィンズもニュアンスの差はあれ同様見解を述べている。すなわちヴァージニア割譲時、ヴァージニアは「すべての権利、タイトル、クレイム、並びに土地と管轄権」を譲ったとし、それはヴァージニアが土地と管轄権の双方ともを、しかも両者を明確に区別した上で移譲した

のであるから、テリトリーがでなくそれをうけた kongress が、テリトリーのすべてにわたって干渉する権能を有したと含意される。ただ連合会議には、新州を許認する権能が与えられていなかったので法制化しなかったのである。

Nevins, *Gaspar Bacon Lectures*, p. 111.

- ⑲ Bestor, "State Sovereignty," p. 157 and note 85. 傍点原著者。
- ⑳ An Act for the Government of the Territory ..... South of the River Ohio, May 26, 1790; *ibid.*, pp. 153, 157. テネシーとなる地をノースカロライナから移譲された。その時の条例の重要部分は、「奴隷を解放する傾きを有する規定は、常に国会によって作られるべきでない」であった。Nevins, *Gaspar Bacon Lectures*, p. 116.
- ㉑ *Ibid.*, p. 117.
- ㉒ Robert R. Russel, "Constitutional Doctrines with Regard to Slavery in Territories," *Journal of Southern History*, XXXII (1966), p. 467. 傍点原著者。
- ㉓ Madison to Monroe, February 23, 1820, in *ibid.*, p. 478.
- ㉔ *Ibid.*, p. 467. 傍点原著者。
- ㉕ Nevins, *Gaspar Bacon Lectures*, pp. 117, 119.
- ㉖ *Cong. Globe*, 29 Cong., 2 Sess., App., pp. 244-247; Russel, "Constitutional Doctrines," pp. 470-471; *do.*, "What was Compromise of 1850?" pp. 13-14.
- ㉗ 第四条第三節二項——その前段部分。
- ㉘ 同上、後段部分。
- ㉙ Nevins, *Gaspar Bacon Lectures*, p. 105.
- ㉚ 最も著しい例は、憲法会議に送られた代表たちは各邦の政府によって選ばれたことである。さらに同会議での投票は邦単位でなされ、各邦代表団が一票を有した。合衆国憲法は、幾つかの邦で大会により批准された。それは少なくとも 9 邦が批准しない間は発効せず、それを批准した邦においてのみ効力を有した。批准に当たり、3 邦は合衆国憲法への忠誠をさし控える権利を留保しようと解釈される決議を採択した。Russel, "Constitutional Doctrines," p. 471 and note.
- ㉛ Nevins, *Gaspar Bacon Lectures*, p. 101. 「これは元来 J.C. McGuire, *Selection from Mr. Madison's Correspondence*. に収録されたものだが、この手紙の持つ意味の重さに比し、従来極めて少ししか注意が払われてこなかった」。
- ㉜ Nevins, *Gaspar Bacon Lectures*, pp. 102-103. その上、この条文は「テリトリー-或いはその他の財産」と並列的に叙述し、また「処分する」権限を強調す

- ることによって、准州政府に言及しているというよりも、不動産譲渡のことを指すかも知れぬ、という弱点を有した。この弱点、ないしは曖昧さが奴隷制擁護派に十二分に活用された。Bestor, "State Sovereignty," pp. 158-159.
- ③⑤ Nevins, *Gaspar Bacon Lectures*, p. 104. ならば奴隷制を禁じた1787年7月13日の北西部条例とマディソンの見解との整合問題はどうか。これについてのマディソンの見解、およびそれへの二つの反論については次をみよ。 *Ibid.*, pp. 103-104.
- ③⑥ Russel, "Constitutional Doctrines," p. 471. この趣旨の発言は次に収録されている。もっともこの際のリンカーンの直接的な攻撃対象は住民主権論であった、が。Speech at Peoria, October 16, 1854, in Roy P. Basler (ed.), *The Collected Works of Abraham Lincoln* (8 vols., 1953), II, p. 268; Bestor, "State Sovereignty," p. 150.
- ③⑦ Russel, "Constitutional Doctrines," pp. 471-472; Nevins, *Gaspar Bacon Lectures*, p. 127.
- ③⑧ *Ibid.*, p. 109.
- ③⑨ *Ibid.*; *Cong. Globe*, 31 Cong., 1 Sess., App., p. 265.
- ④① *Ibid.*, p. 471 (March 26, 1850); 33 Cong., 1 Sess., App., p. 138 (February 3, 1854).
- ④② Kirk H. Porter and Donald B. Johnson (comp.), *National Party Platforms 1840-1964* (1966), pp. 4-8 (1844), 13-14 (1848), 18-20 (1852); Russel, "Constitutional Doctrines," pp. 469-470.
- ④③ *Cong. Globe*, 31 Cong., 1 Sess., p. 118; Nevins, *Gaspar Bacon Lectures*, p. 110.
- ④④ それを最も端的に打ちだしたのは1844年の自由党全国綱領である。Porter and Johnson (comp.), *National Party Platforms*, pp. 4-8.
- ④⑤ この見解は大妥協時点にも表明されるが、いま一つのフリーソイラーにとっての危機すなわちカンザス・ネブラスカ法案登場時点により多く出現する。たとえば次をみよ。Speeches of Lewis D. Campbell (Ohio) and Gerrit Smith (N.Y.) in the House of Representatives, February 17 and April 6, 1854, respectively. *Cong. Globe*, 33 Cong., 1 Sess., App., pp. 244-247, 519-530; Russel, "Constitutional Doctrines," pp. 468-469.
- ④⑥ 拙稿「ドレッド・スコット判決——州権論の拡大的変容」(文化史学第26号、昭和46年3月)。Russel, "Constitutional Doctrines," pp. 475-476. 勿論これ

に対するフリーソイラーの奴隷「財産」に関する有能な反論も存在した。See Nevins, *Gaspar Bacon Lectures*, pp. 128-133. ネヴィンズは、この種の反論として五つの概念と方法があるとしている。

- ④⑥ *Cong. Globe*, 31 Cong., 1 Sess., p. 118 (February 5, 1850); Nevins, *Gaspar Bacon Lectures*, p. 110.

#### (四) 妥協の原理

テリトリーにおける奴隷制についての国会の権能や如何、に関する第三の新しい見解——或いは長い冬眠の後に1840年代に復活した見解というべきか——は、「ポピュラー・ソヴレンティ住民主権説」、スクオッター・ソヴレンティ「居住者主権説」、またはキャス理論と呼ばれる。

国会はテリトリーにおける奴隷制に関し、規制する権限を持たない、もし持つとすればそれは奴隷財産を保護する方向で行使するべきであるとのカルフーン理論は、換言すれば奴隷制はナショナルであり、一方、自由はセクショナルであるとすものであった。<sup>①</sup>

しかしこの論は或る程度、西部を自由土地として保全したいとする多くの北部民主党員の願望と相容れるものであった。如何にしてそのようなことがなされるか？

住民主権のドクトリンがその解答であった。この論は先ず最初に国会において、北西部インディアナ州のスミス (Caleb B. Smith) によって活発に論じられ、次いで同じくミンガン州のキャスによって1840年選挙戦を通じ全国的に広められ、<sup>②</sup>最後に同じくイリノイ州のダグラスによって採用され、大妥協の成功とそれに続く小春日和を現出させたものである。それは唱導者よりして、北西部(ユニオニスト)の理論とも言えよう。

この論は前述したごとく、キャスが1847年12月24日テネシーのニコルソンにあてた有名なニコルソン書簡の中で雄弁に述べられ、次の数年間にキャスやその他の人々によって精緻なものとなった。<sup>③</sup>

キャスの住民主権説は奇妙な二頭だての馬車に見立てることができるかも知れない。彼は国会にはテリトリーの奴隷制に関して立法する権能はないとする

点で、カルフーン理論を受容している。また国会にそのような権能がない以上、それを准州議会に譲与することもできないとの論旨も、カルフーン説の許容である。しかしキャスは、そのゆえに准州政府はこの件に関し無能力であるとのポイントでは、カルフーンを拒否している。それに代えてスミス、キャス、ダグラス等はテリトリーは前提的に、自己発生的で固有の、そして自動的な権能を持っていると主張した。これらが住民主権論の基底を構成している。

次に住民主権論の性格を次のように理解しておくのは有用である。この論は唱導者が努めてそうしようとしたが、合衆国憲法に依拠したり、好意的な判例を見出すことが困難であった。それは前述のごとく(一)国会に権能ありと主張する人々が合衆国憲法の文言と、長期間尊重されてきた慣例とにアピールすることができ、(二)国会の権能を否定する人々がマディソンの主張を引用しえたのとは、異なった線をとらねばならなかった。

住民主権論はまさに、時の政治目的のための一つの政治的発明であった。南部は一つの抽象的な憲法上の原理にアピールし続けていた。「住民主権論は南部の抽象論と、現実的な西部の諸要求とを調和する必要から生れた産物」であった。それは民主党をつなぎとめた。そして「それは西部人と、西部の運命を支配する役割を受持った」。

住民主権論は次のごとく概述しうる。一定の定住者のみて必要が生じた際、国会は新しいテリトリーの境界を画し、そこに初期の連邦諸邦のごとくに共和制の政府を準備し、かつその政体を確保させるような権限を持っていねばならない。国会は合衆国憲法の中で連邦管轄に定められていない事柄について、テリトリー内の諸政策・制度を規制する合憲の権威を持たない。そのような諸政策決定は、テリトリーの人民にゆだねられねばならない。そして奴隷制を許すか否かは、このような地方的、局地的問題の一つなのである。

「住民主権論」、「居住者主権論」なる語は諸著作の中には月並みとも言えるほどひんぱんにあらわれるが、キャス理論の支持者たちによっては決して使われなかった用語であることを看過してはならない。逆にキャス理論の反対者がそれを嘲笑して附した呼称であった。そしてその首謀者は最もしばしばカルフーンだとされている。事実カルフーンは住民主権論を、それまで奴隷制に対し



てとられてきた中で「最も愚かな」立場だと酷評している。

前記二つの憲法論を考察したと同じく、キャスとダグラスの主張を中心に、住民主権論に対して歴史的アプローチと、憲法の字句検討を与える。

キャスが再三にわたって繰返した住民主権論解釈は検討に値する。一つには彼が単にそれを便宜的な政治問題解決策としてのみ提出したのではなく、困難さを自覚しながらできるだけ合衆国憲法および歴史的事実の中にその正当性を見出そうと努めたこと、いま一つには彼のそれがダグラスのパラレルな論に比し従来、余りかえりみられなかったからである。

少しく時日は下るが、1856年12月11日、上院におけるキャスの演説をとりあげる。まず彼は「合衆国に直属するテリトリー或いはその他の財産を処分し、これに関し必要なすべての規定および規則を制定する権を有する」との条項からは、国会はテリトリーを規制する如何なる権能をもひきだしえないと論じた。次いで南部州権派のごとくマディソンに依拠する。マディソンと同じく、この第四条第三節二項に言うところの「テリトリー」は單純に財産、すなわち土地を意味するにすぎない、とする。後の共和党指導者たちが土地を規制する権能とは、そこに住む人民に対するすべての政治的権限を規制することをも含むと主張した点を、否定しているのである。

キャスが後の共和党風の論を不正とした論拠は次のごとくである。合衆国憲法の制定者たちは、国会に全般的な立法権限を委託したいと欲した時は何時でも、彼らは明言的にそう叙述している。たとえば合衆国憲法の幾つかの条文は、民兵関連(第一条第八節一六項)、コロムビア特別区、要塞、武器庫等(同、一七項)に対する排他的諸権限を州にはっきりと与えている。従って土地を規制する権能とは、合衆国憲法に明言的に定められていない以上、単に土地を財産として扱う権能にすぎない。それが国会がテリトリーに対し持ちうる唯一の権能である。その他のすべての権能は人民に留保されている。しからばどの人民にか? 当然それはテリトリーの人民にである。

このようにテリトリーに対する国会の規制権を極めて狭く厳格に解釈したキャスは、一つの難所に逢着する。すなわち従来、国会が財産としての土地(テリトリー) 処分権以外には何ら正当な権能を持たないにもかかわらず、テリト

リーに准州政府を設立してきたこと、また彼自身、そのような准州設立に賛成投票してきた事実がある。しからば彼はどのような根拠でそのような行動をとりえたか。「私は必要という基盤に立って賛成投票したのである。その基盤は、マディソン氏が連合会議が同じ権能を行使するのを助けるためになしたとまさに同じものである」。

状況の必要性が主張されている。彼はテリトリーの奴隷制を規制(合法、非合法の決定)しようとは思わなかった。なぜなら准州政府設立という場合には必要性が実在したのであり、奴隷制規制という場合にはそれがなかったからである。テリトリーは政府を持たねばならなかった。しかし「テリトリーの人民の内的諸関心事に我々が干渉する必要はない。従って我々にはそうする権利がない」<sup>⑥</sup>。この点に関しては、キャスはダグラスと完全に一致していた。

ダグラスはどう発言したか。「我々は[各テリトリーの]人民に、どんな種類の司法制度を持つかを自らで決めさせるべきであるという点で一致している。我々は該地の人民がどのような種類の学校制度を設立するかを決めるだろうとする点でも一致している。我々はその人民に自らでどのような種類の銀行制度を持つか決定させるべきであり、或いは彼らに銀行なしにするかも決めさせるという点で一致している。我々はその人民が自らで、それぞれの州における選挙権をどうするかを決めてよいとする点で一致している。彼らに自らで課税のルールや財政を規定する原理などをどうするか決めさせようとする点で一致している。我々は彼らが自らで夫と妻との間の関係、親と子、後見人と被後見人との間の関係などを決めてよいとしている。しからば我々はなぜに彼ら自らで主人と奴隷の間の関係を決めることを許さないのであるか? なぜに生活の他の諸関係のすべてに適用しているこの自治という大原理の中から、奴隷制問題だけを摘出して例外とするのであろうか?」<sup>⑦</sup>。現実的政治家として反論に困難を感じず説得性を持つ主張である。

それではこの理論を支持する歴史的事実を見出さうか? それは既述の長期間定着していた見解を除けば、憲法会議という歴史的事実によって他のどれよりも支持される理論であった。

歴史的事実の中で最も説得的な唯一の事実——そしてキャス理論の支持者た

ちが前面に押しださうる唯一のそれ——は、ただ独立革命期の人々は、かつての大英帝国が13植民地に許していたよりも小さな自治権しかテリトリーには与えないといった准州(換言すれば植民地)制度を設立する意図を持ったとは考えられない、というに尽きる。建国の父祖たちの中で、この理論の最もよき唯一の証人はマディソンであった。<sup>⑧</sup>

しかしキャス理論に対し最も痛打を与える歴史的事実は、連合会議を含めて合衆国憲法を起草した人々の中で、多くの人々が連邦議会にも議席を占め、かつ大英帝国の植民地処遇方式の形成に参加したことである。

テリトリーの奴隷制に関する国会の権限についての例の長期間受容されてきた見解を主張する人々が、この最もユニオン分断的因子を持った問題を国会外に排除する最良の策、或いはその問題が彼らの全国的政策を割らせないですましうる最も受入れやすい方法として、この問題を准州議会に任せようと傾いた時に、多くの支持者を集めたのがこのキャス理論であった。すなわち合衆国の真摯な解釈としてのキャス理論支持派よりも、住民主権論を現実的な妥協策と解して許容した人の方が遙かに多かったことを意味している。その例証の一つとして、自ら住民主権論の指導的唱導者となったダグラス自身、少なくとも公けには、1859年まではそれを「憲法理論」として許容したり弁護しなかったことをあげれば十分である。<sup>⑨</sup>

キャス理論は奴隷制反対、擁護の両陣営の間で強い関心を持つ人々にアピールした。そしてこの問題の決定を准州議会にゆだねることを可とする投票の際に、自己の原則を譲ったり政治的便宜のために屈したりするのではなく、合衆国憲法の命ずるところに従うまでであると自慰することを人々に許した点に魅力の源泉があった。<sup>⑩</sup>

さて上述の考察を背景に、1850年大妥協の中心的法案の一節を検討してみる。ユタ法の第一節、ニューメキシコ法の第二節は次のような条文を持っている。「州として加入を許される時、該テリトリー、或いはそのテリトリーの如何なる部分も、加入の時点でその憲法の定めるところに従い、奴隷制を伴い或いは伴わずに、ユニオンに受容されるものとする」。この節は何を意味するのか？

端的に言って、これは州承認条項と奴隷制条項より成る。そしてその基盤を

住民主権論に求めたものである。

この州承認条項は、後日国会がユタおよびニューメキシコ准州が、奴隷州としてユニオンに加わるつもりだとの理由で、その加盟を拒否はしないという国会による一つの約束であった。この約束は確かに南部に安堵を与える意図のものであった。それゆえスティーヴンスが、この条項を指して「妥協の肝心のポイント」と呼んだのである。<sup>⑩</sup>

この条項は、多くの研究書において然りとされているが、国会は新しい州に自らで奴隷州となるか自由州たるべきかを決する権利を与えているとは解されない。まさに当時の住民主権論を吹きこまれた人々が理解したように、それは州ではなく准州が准州段階の間、奴隷制をどう処理するかを自決する権利を指した。<sup>⑪</sup>明らかに国会はユタおよびニューメキシコの両法において、両准州議会にそのような決定をする権限を与えた。この両法の中からは、それ以外の方法で住民主権論を行使することは考えられない。これが南北両陣営の受入れた基盤なのであるが、そこには不分明さが残っている。クレイは告白している、「我我はその問題[ニューメキシコにおける奴隷制の地位]を、余りにも多様な意見が存在するゆえに落着させることができない」。スーレ (Pierre Soulé) も次のように述べてその不分明さを認めている、「我々全員は、この条項を同一に理解していないことを知っている……もし我々がお互いに欺きあっていないとしたら、我々は有権者を欺いていることになる」、と。<sup>⑫</sup>

しかしその不分明さのゆえに妥協は成立しえた。妥協達成への共働者がそれぞれの選挙区に帰った時、全く異なった発言をしている。ダグラスはシカゴに帰り大妥協の成功を報告した、そしてこの落着は人民が「自らのやり方で内的関係事項および内的諸制度」を定める「権利」を彼らに与えることによってもたらされた、と。一方、下院でダグラスの腹心たちと緊密に協力して成功に導いたツームズは、ジョージアに帰り有権者に報告した。曰く、我々は1820年に南部人が極めて不見識に取引した原理[36度30分ライン]を取りかえした。すなわち如何なる州の人民も、共通の財産たるテリトリーに奴隷を連れて行き、所有する権利を再び確保した、と。まさにテリトリーの奴隷制問題は不分明さのゆえに妥協された。それは問題回避であった。そして不分明さが残った。<sup>⑬</sup>

妥協の主機関ダグラスは勿論この不分明さを承知していたし、それを幸運とみていた。しかしこの問題は何らかの時期、何らかの方法で決定されねばならぬであろうことも承知していた。このような理解が、大妥協にいま一つの条文を挿入させた背景である。すなわちユタ法の第九節、ニューメキシコ法の第一〇節の、いわゆる上訴条項である。

「該テリトリーの裁判管轄権は最高裁判所、地区裁判所、検認裁判所および治安判事に附与さるべきものとする」、「……奴隷所有権にかかわるすべての事件において、叙上の誤審令状もしくは上訴は係争中の所有権、財産の金額にかわりなく〔合衆国〕最高裁判所により受理され決せらるべきものとする」。

さらに、裁判の決定と上訴に密接な関係のある条項はユタ法によれば次のごとくである、「合衆国憲法および合衆国の諸法は、これによってユタ准州におよび、かつ実効を有すると宣言さるべきものである」。これに相当するニューメキシコ法の条項は、辞句が異なるだけで意味するところは同じである。

この詳しい条項は何を意味するか、そしてなぜこれらが両准州法に挿入されたのか。ここでも法制化に至る経緯を併考して判断する必要がある。

上記二節は、合衆国憲法の拘束力と規定がすべてのテリトリーに拡大適用されるということ、並びに奴隷制に関する上訴を合衆国最高裁判所になしうることを定めている。これらの条項は二重の効果を狙ったものである。

一つは合衆国憲法の管轄権をすべてのテリトリーに拡大することによって、合衆国憲法と首尾一貫しないメキシコ法の部分、すなわち明白に奴隷制を禁止していた部分を無効化させ、そのことによって住民主権への道を平坦にした点に意味を持っている。いま一つは、国会もしくは准州議会が奴隷制を規制する権能を有するか否かにつき、全く相反した既述の二つのコースの中で、択一を語りうる唯一の機関として合衆国最高裁をあて、その判決に従うことを定めている。すなわち紛糾の焦点であるテリトリー問題を裁判所にゆだねることによって、国会の場より消去せんとしたものである。

この第二の効果を具体化させた1850年妥協は、その内容において2年前のクレイトン案に酷似していた。1848年夏、デラウェア選出のホイッグ党上院議員クレイトン(John M. Clayton)が准州における奴隷制諾否の問題について、

准州裁判所から合衆国最高裁に上訴する権利のあることを主張して一つの突破口を見出そうとした。<sup>19</sup>

このクレイトン案への反応は、南北両セクション、アボリションист、南部州権派の双方から冷ややかな扱いをうけたことを示している。いずれも最高裁への不信が根底にあったとされるが、この案への最も痛烈な批判はオハイオ選出のコーウィン(Thomas Corwin)から発せられた、この案は「滅多とない立法上の珍奇」であり、これを国会が通過させれば、国会は「法律を制定したのではなく、訴訟を法律化した」ことになる、と。この酷評にもかかわらず、クレイトン案は奴隷制擁護派、自由土地論者の双方にわたって、熱烈な支持者を持っていたことは1848年夏、33対22の接近した票で上院を通過したことにより証明される。しかし同時に下院で葬られたという歴史も持っている。<sup>20</sup>

このクレイトン案がなぜ1850年に復活したのであろうか。共有財産説をとる南部州権派は、奴隷制は准州で法的に保護されねばならぬとしていたゆえに、かかる法案には全く魅力を感じなかった。しかしクレイ、ベントン、スティーヴンスを含め多くの南部ホイッグやジャクソン派民主党員は、これらの強硬なカルフーン派に同意しなかった。これによってカルフーン派は「次善の策」として彼らの努力を次の方向に転じたのである。すなわち(一)彼らの主張が裁判所で早くテストされるよう障碍を除く、(二)もし裁判所が好ましい判断を下した際には、奴隷制は裁判所によってのみでなく、積極的な法律や准州政府の官憲によっても保護されることを保証するであろう。かかる際には上訴条項の受入れは全くの不利ではない、と考えたのである。<sup>21</sup>

自由土地論者がこの条項に賛成した理由は、それに比し余り分明ではない。しかしニューハンプシャのヘイル(John P. Hale)が、フリーソイラーと共働してこの上訴条項の上院通過に尽力したことは明らかである。多分、彼らはテリトリーにおける奴隷制にかかわる事件の一切は、合衆国最高裁以外のどの裁判所(准州裁判所や各級裁判所)も最終的に判断を下すべきでない、としていたようである。従って北部派が、この上訴条項を許容するには華々しい論戦を経験した後になる。<sup>22</sup>

上訴条項を我々はどのように理解すべきであろうか。先ず第一に、国会がテリトリ

一の奴隷制問題を一見、全く最高裁に委任したようにみえるが、決してそうではないことに注意を払わねばならない。すなわち国会はこの問題につき、法を制定する権限を准州議会に与え、さらに同議会が制定した法を准州知事が拒否しうる権限をも与えている。しかし最終的には准州議会、准州知事によって是認された法律を国会が判断する権利を留保しているのであって、この点よりみてテリトリーの奴隷制の地位如何を判断する権能を、国会はあくまで捨てなかったことが自明である。

第二は、上訴条項は国会が、テリトリーにおける奴隷制問題について法律を制定する権限がどの範囲まであるかためされる事件が生起するかも知れないことを予測していた。そして准州議会に奴隷制を禁じたり制約を加えたりする権限を国会が附与しているものの、この国会の権限附与範囲を裁判所によってテストされてよいと認めている。

第一と第二を組合わせて、国会は生起するであろう奴隷関連事件に対し裁判所が判断を下すことを許容した、と理解すべきである。

第三に、上訴条項は最高裁がそれまでに生起した奴隷制がらみの憲法上の諸問題につき、判断を下すことを許していない。従って最高裁は、これ以降に生起するであろう現実的、具体的事件を待たねばならないのである。

多分そのような事件は生起するとすれば、およそ次のようなプロセスを経て裁判所に到達するであろう。すなわち准州議会の一つが奴隷制を禁じたメキシコ法を確認するか、又は同じ効果を持つ新法を制定するか、が第一のケースである。次いで合衆国の一州から或る奴隷主が彼の奴隷をテリトリーに伴い、該地で奴隷として現実に所有するか或いはその意図を示さねばならぬ。そしてこの推定上の奴隷が准州の一裁判所に、不法逮捕でその奴隷主を訴えるか、虐待を非難するか、又は奴隷主(或いは奴隷主たらん意志を示した者)に向けられた人身保護令を判事に訴えるかしなければならぬ。そして最後に准州裁判所は判決を下さねばならぬし、その判決如何によって合衆国最高裁に上訴されねばならない。

実際には「奴隷所有権」或いは「個人の自由」の問題にかかわる事件は、ニューメキシコおよびユタのいずれからも合衆国最高裁に提訴されたことはなか

った。それは異なったルートから——すなわちテリトリー<sup>②</sup>ではなく(ミズーリ)州の奴隷問題にかかわる有名なドレッド・スコット事件——最高裁に到達した。そしてそれは州のみならず、テリトリーにおける奴隷制に関する国会の権限を判断することになった。その結果は、周知のごとく内戦への加速剤となった。

大妥協五法において中核を形成した両准州法、そして両法の中で核心となったテリトリーの奴隷制条項と上訴条項の意図は、およそ次のように要約されよう。先ず第一にして最も重要なポイントは、准州議会が奴隷制についての法を制定する十全の権限を与えられていることである。ただ准州知事の拒否権と連邦議会の否認に会う可能性は残していたとしても。これが住民主権或いは居住者主権論なのである。第二は、両テリトリーの一つもしくは双方が奴隷制を禁止したとし、或る種の奴隷関連事件がその禁止の下で生じた時、同事件は合衆国最高裁に上訴できる。その際、国会は予見しうる何らかの事由をもって、この上訴を止めることはできないとしている。その上で最高裁は合衆国憲法の下、テリトリーから奴隷制を排除する権限が国会にあるか、また国会がそのような権限を准州議会に移譲することができるか否かを判断するはずであった。第三に、爾後、国会はニューメキシコおよびユタが、奴隷州或いは自由州になるとの理由で、州としてユニオンに加入することを拒否しない、との約束がなされたのである。

これらは妥協によって得られた約束であった。しからば妥協というものの性質上、誰が何を譲ったかを指摘する必要があり、それなくしては大妥協の何たるかを、また意義を認識することはできない。

合衆国憲法は今や地理によって解釈されていた。その解釈は地理的ラインによって相異なただけでなく、それぞれのセクションが時の条件に応じ有利であると観じた際には常にそれを動かし、修正し、時には以前の憲法解釈を全く破棄したりしたのである。しかもセクション内部でも統一的解釈は存在しなかった。このような揺れと不確定さの中から、大妥協をおよそ二つのグループ、すなわち奴隷制擁護派と反奴隷制派に二大別されるそれぞれの側から観じ、何を相互に譲りあったかを摘記する。



奴隸制擁護派は両准州法の奴隸制、上訴の両条項を、次のように解釈した。彼らの中の急進派は、テリトリーはすべて奴隸制に開放されるべきであるとし、同時にそのことによって下院ではすでに崩れ上院で辛うじて保たれている地域間バランスの維持を計ろうと精力を集中していた。このバランスが崩れる時、「独特の制度」に有害な連邦法の制定が実現するであろう。従ってテリトリーは奴隸制に開放されねばならず、該地で奴隸財産が守られる合憲的権利が存在せねばならぬ。彼らはウエプスターや後年の史家たちが主張したようには、ユタおよびニューメキシコが自然的条件のゆえに奴隸制に不適だとは信じなかった。奴隸主は開放されたテリトリーに奴隸を伴い行き、該地の住民の多数派が奴隸制を是認することによって、将来の奴隸州を期待しうるとのささやかな希望を、この両准州法にかけていた。

しかし実際にはすでにみたごとく、両准州法はこれらのテリトリーを奴隸制に開放していなかった。両法は明言的にも含意的にも、テリトリーにおける奴隸財産の保護という合憲的権利を認めていなかった。加えて両准州はメキシコ法の下でかつて自由の地であり、住民が奴隸制好感的であるとは考え難かった。それをくつがえすに足る十分な数の南部人を送りこめるチャンスも大きいとは思えなかった。

上訴条項が実を結ぶ可能性も小であった。しかし最高裁判事の構成如何では、過激な奴隸制擁護派に有利な判決が出る可能性はあった。その時にはテリトリーは「法律上」、奴隸制に開放されるであろう。そして准州或いは連邦の諸政府がその判決を忠実に励行することによって、テリトリーは「現実的」に奴隸制に開放され、やがては奴隸州を誕生せしめる、かぼそい希望は持ちえた。

叙上のかぼそい、不分明な約束に比し、両准州法の中で決定的に南部有利の点を見出しうる。すなわち両准州法には明言的にも、さらに含意的にも奴隸制反対の「道徳的判断」が何一つ挿入されていなかったことである。これはすべての南部人にとって「十分に」そして「唯一の」満足すべき特長であった。

強硬な反奴隸制派にとっては、両准州法は失望以外の何物でもない。なぜなら彼らはテリトリーに奴隸制を絶対に存在させないとし、そのためには積極的に奴隸制を禁止した連邦法を要求していたから、両法にウイルモット条項を附

加しえなかったことを大いに不満としたのは当然である。

より穏健な反奴隷制派は、すべてのテリトリーでなく、二つの「限られた」テリトリーにおける住民主権説の適用には融和しえた。彼らは両准州の自然的条件、ウェブスターの言う「天の配剤」に加えて、該地の住民すなわちニューメキシコのメキシコ人、ユタのモルモン教徒の反奴隷制立場は確固としているゆえに、住民主権説により奴隷制が排除されるものと信じえた。またさらに一層穏健な反奴隷制派は、奴隷制の地位決定が准州議会にゆだねられるのが正当であると理由づけることによって、自らの良心の葛藤から解放され、やすらぎを感じえた。上訴条項については、両准州法の下で奴隷関連事件が最高裁に到達する機会はずいぶん遠い将来であると自らを納得させた。また両法にたとえウイルモット条項が挿入されていた場合でも奴隷関連事件は生起するであろうから、現実的には同条項の有無にかかわらず問題は同一であるとも考えた。とくに彼らが依拠したのは、国会がテリトリーに対する法の制定を60年にわたって行ってきた慣例を最高裁が破って、南部派有利の判決を下すまいとの楽観主義であった。

最後に両准州法は何を意味したか、どちらの側が利をえたのか——それは判定しがたい命題である。なぜなら、それは一つの妥協であったからである。

従ってホッダーの「この妥協は北部というよりは、もっと大きく南部的法案であった」との主張は、ここでは触れなかった明白に親南部的な、強化された逃亡奴隷法を併せての検討にまつべきであろう。

ただ両准州法に限って言えば、北部議員よりも南部議員のより大きな部分が、賛成投票した事実が目ざされよう。上院では、21名の南部議員がユタ法に賛成し、僅かに二つの反対票があったにすぎない。一方、11名の北部議員が賛成、16名が反対投票を行なった。下院においては、南部議員は56対15で賛成し、北部議員の投票は41対70で反対を表明した。<sup>⑤</sup>

この投票状況よりして、両准州法が奴隷制擁護陣営にとって、より好ましい内容であったと判断するのは早計であろう。なぜなら住民主権論は不分明さにメリットがあり、そのゆえに妥協がもたらされたからである。両陣営はそれぞれ自派の有利に解釈した。そして「テリトリーの奴隷制についての国会の権能

の限界如何という基底的問題は、依然、未解決のまま残された<sup>⑥</sup>。政治的には、この問題は妥協に到達した——しかしその妥協は不安定であった。憲法論から言えば、それは依然として未決定であった。

(註)

- ① さらにそれは、テリトリーの住民が主権者である、或いは自治能力を有するとの考えを破壊する専横的な性格を有する。従ってしばしば州権派は少数派が、多数派の専制から自己の利益を守る防衛的理論を展開したと解されているが、この点にまで言及したカルフーン理論は、むしろ攻撃的な論であって、州主権論と呼ばれる「権利」ではなく「力」の理論と解される。See Bestor, "State Sovereignty," pp. 145-150, 'State Sovereignty as a Doctrine of Power' and p. 159; Nevins, *Gaspar Bacon Lectures*, p. 133.
- ② *Cong. Globe*, 29 Cong., 2 Sess., p. 444; Nevins, *Gaspar Bacon Lectures*, p. 107.
- ③ この時点における住民主権論の最良の表現と防衛理論は、キャス自身の上院での諸演説(1854年2月20日、21日、27日)にみられる。*Cong. Globe*, 33 Cong., 1 Sess., pp. 449-451, 456-458; App., pp. 270-279; McLaughlin, *op. cit.*, p. 520; Russel, "Constitutional Doctrines," p. 472.
- ④ Nevins, *Gaspar Bacon Lectures*, p. 134.
- ⑤ Richard K. Crallé (ed.), *The Works of John C. Calhoun* (6 vols., 1851-1856, 1968 ed.). IV, p. 498; Russel, "Constitutional Doctrines," p. 472; Nevins, *Gaspar Bacon Lectures*, p. 107.
- ⑥ *Ibid.*, p. 108. 傍点引用者。
- ⑦ *Ibid.*, pp. 108-109.
- ⑧ とくに次をみよ。Madison to Robert Walsh, November 27, 1819, in Gaillard Hunt (ed.), *Writings of James Madison* (9 vols., 1900-1910), IX, pp. 1-13; Russel, "Constitutional Doctrines," p. 473.
- ⑨ ダグラスは同軌道上にあるキャス理論を後日まで明らかにすることを拒否した。ドレッド・スコット判決後、はじめて判然と発言するようになり、最終的には1858年8月27日リンカーンとの立会演説で、後世いわゆるフリーポート・ドクトリンと呼ばれる論を展開することにより、また1859年秋 "The Dividing Line Between Federal and Local Authority: Popular Sovereignty in the Terri-

tories”と題する長文の労作を *Harper's New Monthly Magazine* に掲載することによって、決定的立場を明らかにした。なお前節註⑩参照。

- ⑩ かくて住民主権論は、1850年ユタ、ニューメキシコ両准州法、1854年カンザス・ネブラスカ法に採用されるという事実によって、このような傾向を持つ多くの支持者を有したことを明示している。しかし叙上の諸法の通過に至った国会での討論は、かえってそのゆえに、絡みを持ち関係を有する憲法論についての一一致に対しては、何ら貢献しなかったことを自証する。
- ⑪ Stephens, *op. cit.*, II, pp. 217-220.
- ⑫ 「准州段階の間」という意味が、後日の制度にどれほど決定的な重大さを持つかは前述した。改めて注意を喚起したい。
- ⑬ *Cong. Globe*, 31 Cong., 1 Sess., p. 1155 (June 7, Clay); *ibid.*, App., p. 631 (Soulé); Potter, *Impending Crisis*, note 45 on pp. 116-117.
- ⑭ *Ibid.*, p. 116.
- ⑮ 二つの正反対の解釈に国会がコミットしなくてすむような、いま一つの「現実的妥協策として発明された」上訴条項。Nevins, *Gaspar Bacon Lectures*, p. 134.
- ⑯ 修正第七条によれば「係争の金額20ドルをこえるときは陪審による審理の権利を認められる」としている。それ以下の金額は陪審裁判をうける権なしとの意である。ここでは、そのような制限を完全にはずしたことを意味する。Section 10 in the New Mexico Act, Section 9 in the Utah Act, in Hamilton, *Prologue to Conflict*, pp. 203, 204; Russel, “What was the Compromise of 1850?” p. 13.
- ⑰ Section 17 in both Acts, in Hamilton, *Prologue to Conflict*, pp. 203, 204; Russel, “What was the Compromise of 1850?” p. 13.
- ⑱ Potter, *Impending Crisis*, p. 116; Nevins, *Gaspar Bacon Lectures*, p. 134.
- ⑲ *Cong. Globe*, 30 Cong., 1 Sess., pp. 988, 1031, App., p. 1140; Nevins, *Gaspar Bacon Lectures*, p. 134.
- ⑳ *Ibid.*, pp. 134-136.
- ㉑ McLaughlin, *op. cit.*, p. 514; Potter, *Impending Crisis*, pp. 56, 73-77, 116, 271; Nevins, *Gaspar Bacon Lectures*, pp. 135-137. クレイトン法案に対し、クリッテンデンは最高級の讃辞を贈って彼を激励している。なお同法案のテキストは次に収録されている。*Cong. Globe*, 30 Cong., 1 Sess., pp. 1002-1005.
- ㉒ Russel, “What was the Compromise of 1850?” p. 14. しかし強硬な南部議員

は、合衆国最高裁が如何なる判断を下そうとも、積極的な法と効果的な警察活動によって支援されないかぎり、奴隷制はテリトリーで存在しえないとの主張をひるがえさなかった。*Cong. Globe*, 31 Cong., 1 Sess., p. 1004 (Jefferson Davis), App., p. 1386 (Robert M.T. Hunter).

- ⑳ Russel, "What was the Compromise of 1850?" p. 15. フリーソイラーはこの条項を「甘受するどころか、これについてのアジテーションを倍加するつもりであった」。See Nevins, *Gaspar Bacon Lectures*, pp. 136-137.
- ㉑ 実際、両准州からはかかる上訴はなかった。すなわちドレッド・スコット判決後、ニューメキシコ准州議会は「奴隷財産保護のための法を制定した」。1860年のセンサスはニューメキシコに奴隷がいなかったこと、ユタには29人、カンザスに2人、ネブラスカに15人の奴隷がいたことを示している。そして事件はおきなかったのである。Russel, "What was the Compromise of 1850?" p. 20 and note.
- ㉒ 前掲拙稿「ドレッド・スコット判決」参照。
- ㉓ Russel, "What was the Compromise of 1850?" pp. 18-19.
- ㉔ Nevins, *Gaspar Bacon Lectures*, pp. 127-128.
- ㉕ Charles W. Ramsdell, "The Natural Limits of Slavery Expansion," *Mississippi Valley Historical Review*, XVI (1929), pp. 151-171; Robert R. Russel, "The Economic History of Negro Slavery in the United States," in *Critical Studies in Antebellum Sectionalism. Essays in American Political and Economic History* (1972), pp. 145-158.
- ㉖ Russel, "What was the Compromise of 1850?" p. 20.
- ㉗ Hodder, "Authorship," p. 535.
- ㉘ Russel, "What was the Compromise of 1850?" p. 23.
- ㉙ Nevins, *Gaspar Bacon Lectures*, p. 140.

## (五) む す び

1850年大妥協についての史家の評価は今日も分れ、継続的な論争の主題である。それは奴隷制とユニオンという二つの大きな問題を、いずれも解決しなかったと断定する研究者、それに対し一時的にしろ平和をもたらしした事実を重視する史家によっても分岐する。後者に力点をおけば、大妥協に建設的意義を認

めえよう。また価値観よりして、それはユニオン維持のために奴隷制を継続させる方向に働いたとの理由で、否定的な評価をうける。史家はこれらの諸価値に優先順位をつける資格を持たない、むしろその課題は倫理学の領域に属するかも知れない。加うるに政治とは、通常一つの価値を他の価値を犠牲にして優先させるよりは、実用的に諸価値を宥和させるものと解される。この角度よりみれば、妥協は1850年時点で突きつけられた諸選択肢の中では、相対的に好ましいものであったと言えるかも知れない。なぜなら妥協に代る選択肢としては、分離か内戦、或いは両者の合わさったものであったからである。妥協の推進者ダグラスは、その成功を控え目に評価した、「誰もそしてどの党も勝利をえなかった。ただユニオンに友好的な党派がアポリシヨニズムとユニオン分裂に勝利したのである」、と。

1850年時点で分離派勢力は極めて強大であった、そして大妥協がユニオンにもう10年の歳月をかけて、ユニオンに力をつけ凝集性を育てる時間を与えて試練に直面することを可能にさせた。その試練は10年後でもユニオンにとって荷のかったものであったことに想いを至せば、大妥協のメリットは評価すべきである、と論じる史家は少なくない。

大妥協は「地域間の一時的休戦にすぎなかった」、としか評価しない史家も多い。しかし我々は恒久的な平和など存在しないことを知っている。大妥協は南北双方で合衆国を分ってきた諸相違を落ち着させる大きな鎮静剤として受けとられた。合衆国は繁栄期に入りつつあった、すなわち棉花はポンド当り13セントで売っていたし、北部のビジネス・インタレストは拡大しつつあった。双方の保守的な人々は、安堵の溜息をつけてこの妥協策の通過を喜んだ。この妥協は、いみじくも「ビジネスマンの平和」と表現されている。この妥協は「最終的決着」と見做され、かつ奴隷制へのアジテーションは、これを限りに止むものと期待された。

南部の多数派が大妥協を甘受したのは、これらの妥協的手段が奴隷制論争に終止符を打ちそうなこと、またこの妥協策に保証されていることをとるか、ユニオンの分裂を選ぶかの二者択一を迫られたからである。そして妥協の中で保証された約束は、直ちに北部によって破られた。妥協項目の一つ、より強化さ

れた逃亡奴隸法についてとくにそのことが顕著である。北部は対極的な人身自由法を相次いで制定した。さらに逃亡奴隸法により返還された奴隸の数は極めて小であった。奴隸を両准州に伴いえたかも知れぬかどうかの、熱い歴史上の問題には、<sup>③</sup>該地に事実上、奴隸が存在しなかったという敢然たる事実を銘記することで、或る種の結論がえられよう。

妥協の肝要点の一つ、逃亡奴隸法がすぐさま破約されたこと、返還された奴隸の少数なること、テリトリーでの奴隸の存在がほとんど認められぬこと——換言すれば妥協でえてよいはずの約束に対して、南部のうけた実利、或いは逆に北部が南部に払った譲歩が現実にとれほどのコストについたかを考える時、妥協がいずれのセクションに利したかの推測が立てやすく思われる。さらに、10年間に鉄道は北部と西部をより強く結ぶ形で建設され、内戦時の提携関係を北部有利に完成していたことを加えておいてよい。<sup>④</sup>

ともあれ大妥協好感派が南北両セクションで圧勝し、ユニオンは東の間の平和を楽しむことができた。この安息状態をもたらした理由は、大妥協を通過させた理由と全く同一のものであった。

すなわち北部人の多数は、南部を分離に駆りたてることを賭けてまでもというようには奴隸制に強い関心を示さなかったし、政治的、商業的平和を再獲得するためには、逃亡奴隸法強化にさえ進んで耐えようとした。

南部の多数派は、カリフォルニア問題では明らかに不利になったことを知覚し、かつ北部人の信義を必ずしも信じた訳ではなかったが、これ以上、均衡を崩すことはそうおこるまいと、自らを納得させることによって妥協を受入れたのである。

最終的決着として大妥協が勝利したため、合衆国の政治は奴隸制をめぐる闘争から解放されて、再び昔のチャネルに立戻った。1851年とそれに続く数年は、まさに一史家の言う「第二の好感情の時代」<sup>⑤</sup>であった。国家分断の問題は解決されたのではなく回避されたにすぎなかったが、人々は「奴隸制の拡大」、「ウイلمット条項」、「州権」、「分離」といった、いやというほどに聞き倦いた語を発言しなくてよい状態を歓迎したのは事実である。

一時的とはいえ、如何にアメリカ人民がこの平和を確認しあったか、を次の

諸事象によって垣間見よう。

全国的な問題が収束されたので、一般の関心は地方的事業や様々な改革運動に向った。州銀行法が各州議会で審議された。鉄道会社が補助金をうけたり削減されたりした。新しい公立学校や大学が設立された。かつては奴隷制問題を熱っぽくとりあげた各紙の論説は、今や街路の舗装や照明、州議会選挙区の境界設定、慈善施設のための税金などの問題にスペースを割いた。アポリシヨニストと強硬な奴隷制擁護派のみが、依然として熱い問題を取りあげ続けたにすぎない。

禁酒運動が20年以上も続けられ、道徳的宗教的立場から飲酒への攻撃が加えられていたが、それは1851年遂に過激な州法として知られ、各州に影響を及ぼす「メイン法」(Maine Law)の誕生をみた。識者は、かかる突然とも言える激情の逆りを、アメリカ政治生活の新しい興奮剤出現の予兆と観じ、奴隷制問題が除去されたため新しい吐け口を求めているとみた。アメリカ人民は何かそれに代る新しい吐け口を必要としている、と。

それは1852年コシュート(Louis Kossuth)および他のハンガリー亡命者が、合衆国に到着したことによって与えられた。合衆国の人民は、ヨーロッパにおける1848年の政治的大動乱に強い関心を示していた。そして革命派、とくにオーストリアおよびロシアに対するハンガリーの勇敢な闘士たちに深い同情を寄せた。ハンガリーが1849年に粉碎され、コシュートがトルコに逃げた時、国会は彼の亡命先を提供すると決定するまで激しいアジテーションの波に洗われたほどであった。従って、コシュートは国賓としてニューヨークに到着した。このように合衆国は新しい全国的话题を、国外に求めさせた国内の小春日和を迎えていたのである。

この小康は明らかに1850年大妥協の難問回避策がもたらしたものであった。合衆国は1850年以後、激動のカンザス・ネブラスカ法案登場まで、まさに「係争なき政界」<sup>⑥</sup>を現出した第二の好感情時代を、それによって享受したのである。1850年以降、国会不介入論(過激な形では国会による奴隷制保護を主張する州主権論<sup>⑦</sup>)と自由土地論(過激な形では国会による奴隷制禁止が憲法上の義務とする論や「より高次の法」論)を両極に、さらに他の二つの方式がテリト



リーにおける奴隷制問題の解決策として在った。かつてのルイジアナ購入地については、奴隷テリトリーと自由テリトリーを区分する一本の恣意的な線、いま一つメキシコ割譲地については、住民主権論が、しかも玉虫色の方式が適用されることになった。ユニオンはやがてそのいずれをとるか、いずれをも廃棄するかを迫られることになる。

(註)

- ① Hamilton, *Prologue to Conflict*, p. 147 ; Potter, *Impending Crisis*, pp. 117-118.
- ② Message to Congress, December 2, 1850, in James D. Richardson (ed.), *A Compilation of the Messages and Papers of the Presidents, 1789-1902* (11 vols., 1907), V, p. 93 ; Clement Eaton, *A History of the Old South* (1963), pp. 548-549 ; Potter, *Impending Crisis*, pp. 118, 120, 121 ; Theodore C. Smith, *Parties and Slavery, 1850-1859* (1968), pp. 14-27.
- ③ Eaton, *op. cit.*, p. 548 ; Potter, *Impending Crisis*, p. 119. なお Stanley W. Campbell, *The Slave Catchers: Enforcement of the Fugitive Slave Law, 1850-1860* (1968), Table 12, p. 207. によれば、同法によりこの10年間におよそ 300 人の逃亡者が返還されたとしている。この数字は奴隷州一つにつき、1年に2人の奴隷返還という数になる。南北間の関係を再び険しいものにした逃亡奴隷法と人身自由法については、稿を改めて詳述する。
- ④ Eaton, *op. cit.*, pp. 548-549.
- ⑤ Smith, *op. cit.*, p. 28.
- ⑥ *Ibid.*, Chapter III "Politics without an Issue," pp. 28-39.